

平成26年6月中川村議会定例会議事日程(2)

平成26年6月10日(火) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

7番 湯澤賢一

- (1) 空き家活用促進事業について
- (2) 精神障がい者のためのグループホーム建設の取り組みと現状

9番 竹沢久美子

- (1) 定住促進、地域活性化の基本計画どう生かすか。

1番 中塚礼次郎

- (1) 安倍自公政権の進める「農政改革」について

2番 高橋昭夫

- (1) 「陣馬形山」「陣馬形の森公園」をどう生かすか
- (2) 欧州、「最も美しい村」視察に参加されて

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	小池厚
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	菅沼元臣
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	米山恒由
書記	松村順子

平成26年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年6月10日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

7番 湯澤賢一議員。

○7番 (湯澤 賢一) 私は2問の一般質問を通告いたしました。通告順に従って質問いたします。

他市町村の方から「中川村はおもしろいね。」という言葉をよく聞きます。考えてみますと、住民みずからが生み出す活動が確かに多いとつくづく思います。大きなところでは、3,000人を集めるハーフマラソンからアトリエ展、芸術家の皆さんがやるアトリエ展、赤そば祭り、棚田米を利用した地酒づくり、また夢里人の竹林整備や陣馬形山ののろし上げ、踊りの会や太鼓連など、数えればもっと、本当に数えきれないほどのいっぱい活動を村民が主体的に自分たちの発想でしております。

私は平成24年度の9月定例会でみやましい村づくりという伊那の方言を使った言葉を使わせていただきました。定住促進でも福祉でも美しい村づくりでも、みやましい村づくりを自分がやる、みんなでやる、行政の尻もたたく、そして、まさに内発的にやる、みやましい村づくりが中川村と住民の姿だと思います。そのエネルギーこそが定住を促進するエネルギーのもとだと、そのことを、前段、申し上げて質問に移ります。

最初に空き家活用促進事業について質問いたします。

1番目といたしまして、建物貸借契約で村の空き家活用促進事業による補助金が交付されている件について質問いたします。

昨年、私が相談を受けた問題を一つのモデルケースとして質問いたします。

村の空き家活用促進事業に思ってもみなかった問題あることに気づかされる相談内容でした。かいつまんで経過を述べますと、貸し主が借り主との契約に当たり、貸借物件の改修のため村の空き家活用促進補助金を申し込み、所定の手続きを行って改修費用の半額が補助金で交付された。残りの費用の半額と補助金交付要綱では認められていない量がえやふすまの張りかえなどの簡易な改修費用を借り主が支払った。改築の内容については家主の了解を得て行っている。その間、地区の方から居住に当たっての地区の決まりや地区住人としての義務的なことの説明も受けております。その後、

引っ越しを行い、家賃を支払う時点で家主から契約者へ月決め家賃の値上げの申し入れがあり、あるいは家を買ってほしいとの申し入れがあった。間に人を入れて何回か話をしたが、ついに、若い借り主は嫌気が差して中川村での居住を諦め、別の地に移住することを決意した。以上が経過であります。

この件を問題のモデルケースとして、この制度の問題点を検証しますと、この件では、法的な手続きを踏んで話し合いをすれば、現在の借地借家法では弱い立場の借り主のほうが不利益を受けないようにするのが法の趣旨でございますので、既に結ばれている契約書の内容からも、貸し主の主張は通らず、場合によっては貸し主の損害賠償もあり得る問題かと思えます。しかし、若い方は、そんな時間のかかる面倒なことは嫌で、災難と思って諦めてしまいます。

村では、この事件については、当然、承知していることと思えますが、空き家活用促進の補助金が関連したこの件をどのように考えているか質問いたします。

○振興課長 ただいまの質問についてお答えをいたします。

村で紹介した空き家に入居された方につきましては、入居後に何らかの問題が発生した場合などは、できる限り相談に乗り、対応しておりますが、基本的には貸し主と借り主の民事上の問題であり、村が深く立ち入ることは難しいと考えます。

やむを得ず転居する場合で、村内での転居先を探す場合には、できる限り相談に乗っておりますが、空き家の登録が少ない中、希望に添える住宅がなかなか見つからないというのが現状であります。

ご質問にあった事例につきましても、そもそも空き家の貸し借りに関しましては村で紹介した物件ではございません。

ただ、村の空き家活用の事業、補助金を申請するという事で、これは要綱によって貸し主から申請が上がり、所定の手続きを踏んで補助金を交付したものでございます。

その転居をされた方につきましては、村のほうにほかに空き家がないかというようなご相談もあったようでございますが、村の登録をされている物件なども紹介をいたしました。条件に合う住宅が見つからないということで、結果的に村外に居住をされたものと思っております。

いずれにしましても、貸し手と借り手の個別の問題につきましては行政が介入するということではできませんし、かえってトラブルを招くおそれもあります。個々のケースに、そこまで行政が立ち入るといことは、現状ではできないと考えます。

村では、空き家の所有者、それから移住希望者の仲介やその後のフォローなどが円滑にできるような仕組みについて検討をしており、村内の宅地・建物取引業者の皆さんと意見交換を行っているところであります。これらにつきましても、今年度の中で、空き家活用の制度のあり方といたしますか、見直し等も含めて検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○7番 (湯澤 賢一) よく御存じのことかもしれませんが、復習の意味で、借地借家法で

はどうなっているか、一旦、合意し、契約した家賃はそのまま続くのが普通で、増減の請求できる場合は、家賃が時の経過とともに実情に合わなくなった場合など、やむを得ない事情がある場合のみ認められております。家賃の増額に応じなければ建物の買い取りをしてくれと要求されましたが、借り主の経済上では到底無理な要求でありました。賃上げに応じなければ契約解除をするとの申し入れは借家法でも認められておりません。この件では、貸し主は村からの補助金と借り主の資金で家の改修をして、貸し主の意思にかかわらず、結果として貸し主の個人財産の増加を図った結果となりました。つまり、今回、明らかになった空き家活用促進事業の問題点の一つがここに私はあると思います。つまり、貸し主の責任ではなく、空き家活用促進制度の問題点がたどり着いた結果と言えるかもしれないと思うんです。その補助金は、まさに税金であります。このことに、大きな違和感と申しますか、納得できない感想を私は持ちます。

村の補助金交付規則では、第10条で「補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容、またはこれに付した条件、その他、村長の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない」とあり、また、15条では村長による是正措置の指示などが定められております。

一方、中川村空き家活用促進事業補助金交付要綱では、第1条で「この要綱は、地域の活性化を図るため、移住の促進に資する空き家の改修等、空き家所有者が行う空き家活用促進事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」とあります。

つまり、空き家活用促進事業交付補助金の交付要綱は補助金交付規則の範疇にあるわけであります。

この件については、補助金の運用の不適正な部分が、村が介入できる、あるいは是正勧告などができたのではないかと思います。この点についてどのように考えますでしょうか。

○振興課長 空き家活用の促進事業につきましては、今、湯澤議員がおっしゃったとおりでございますが、あくまで、やはり、その家主さん、建物の財産権がございますので、補助金を申請できるのは、この家主さんということになってございます。

ただ、実際のその費用負担につきましては借り主と貸し主の間で協議をして負担を決めていただければ結構かと思いますが、あくまで補助金については家屋の所有者に対して補助金を交付するものでございます。

それで、先ほども申し上げましたように、この件に関しましては、個々で賃貸借の契約を行われた後で家主さんが貸すために改修するという事で申請をいただいて、実際の負担は、ほかにも、そういったケースもございましてと思いますが、家主さんと借り主との協議の中で、その負担を決めていただいていると思います。

今後につきましては、その貸し借りの場合はともかく、売買、取得をされる場合には、そういった方にも補助、改修をする場合には補助の対象にするとか、そういった

検討は必要かと考えておりますが、いずれにしましても、これまでのいろいろな問題等も含めて、今後、見直しを検討してまいりたいと考えます。

○7 番 (湯澤 賢一) いろいろ事情があるかと思いますが、今、課長がおっしゃられましたように、私、制度そのものに問題があるのではないかと、例えば、この場合、どうなるのかと、このまま行くのかと、要するに、そのまま行く、村のこうした不動産賃貸の契約に関しては、事に今回は当事者同士が、賃貸そのものは当事者同士がしたと、村に介入したのは補助金の部分であるという、そのことであるとして、それは、もう、不動産業の縛りの中で当事者同士が不動産業者に介入してもらって解決するか、法の場で話し合うしかないとの村の立場のようですが、そういう、もう一度、先ほどおっしゃられました、もう一度、その点についてお聞きします。

○村 長 今、挙げられた事例がどうなのかということとは別にして、おっしゃっているのは、例えば極端なことを言うと、貸し主さんと借り主の方がですね、語り合ってますね、極端なことを言うと、可能性の想像として、可能性があるとすれば、そういうふうなことをして、形式的に賃貸契約をするんだというふうなことをして、村からの補助金で家を建て直して、口裏合わせで離れるみたいなことがですね、極端に言えばできるというふうな、そういう制度ではないかというご指摘かと思います。余り、そこまでのところは想像をしていなかったし、今回も、そんな悪意でなったことではないと思いますけども、そういう形でなったとしても、なかなかそれに対応できないようなことになっているっていうところは、ちょっと改善というか、研究をしなくてはいけないのかなというふうに思います。

ただ、余り村が介入すると、その宅建業法違反というふうな形になるというふうなこともありますし、そういう意味で、その村内で、その不動産の仲介を法的にやっていただける方に、これから——これからっていうか、絡んで——絡んでっていうか、間に入ったり、いろいろやっていただけるような形も、今、お願いをして、そういう形で動き始めているところですし、何か、ちょっと、いろいろ研究はしなくてはいけないなというふうに思います。

ただ、趣旨として、地域力を増やすために新しい人に入ってもらう、なかなか賃貸、空き民家の活用ということが、一番、村としても新築をするよりはいいことだと思うし、新築の家よりも、そういう古民家というふうなものを望んでいらっしゃる方も多いという実情があるので、何とか制度としての改善もしながら、いい形で入ってもらえるように、そしてまた、なかなか賃貸で貸すという話が出てこない、販売、売ってもいいという話にならないというところについては、前からもおっしゃっている地域と一緒に考えながら新しい家を建てるっていうことも考えていかななくてはいけない、いろんなことをやっていかななくてはいけないと思いますけども、それぞれ、いろんな部分の改善をしながら、制度をよりよくしていくということは、これに限らず、どういう場合でも必要なことかなというふうに思いますので、また、いろいろとご意見、問題点の指摘をいただきたいなと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 私も、もちろん、この制度に反対するものではないわけで、その件

について後で触れますが、この件で私を訪れてくれた母親の「お金を無駄にしたことが残念でたまらない。」という言葉が耳について離れないのであります。本当になけなしのお金だったのであろうと想像しますが、借家法では、本来、借り主が弱者であり、弱者の利益が守られなければならないはずです。この件では、強い立場——強いというか、立場として強いというだけで、貸し主に補助金有利に使われて、中川村の補助金要綱では、改修費の補助金を除いた残りの費用は、貸し主が、本来、支払うべきなのに、やはり借りたから借り主が払い、しかも改修後の家を使えないという、まさに災難に遭ったとしか言えないような結果となっております。つまり、弱い立場の借り主が泣き寝入りさせざるを得ないという結果です。政策の執行に当たっての村長のポリシー、既にそのことはおっしゃいましたが、ゆとりのある方をさらに応援するような政策はとらないという村長の最も避けたい基本姿勢に反する結果であったのではないかと思います。ぜひ、この点でも、その意味では、この制度をつくった時点では、貸し主、借り主、双方が、多分、これは善意であったと、両方とも悪意ではなかったと思いますが、こうした結果もあり得るということは全く想定外のことであったのだらうと思います。

先ほど申しましたように、私は、空き家促進事業そのものについて反対するものではなく、この事業の促進、推進を強く支持します。空き家の活用がスムーズに推進するよう貸し主を後押しする制度です。空き家がなかなか貸し家にならない現状がありますので、この制度が、こうした苦い経験の中からもっとよい制度になるように考えていくのも政治の責任かと思ひ質問しております。制度そのものは悪くはないのだらうと思います。むしろ、この制度の使われ方が余り多くないことが問題なのかもしれません。平成20年に発足したこの制度も、一年間に1件か、多くて2件、全くない年もありますので、本当に数えるほどしかありません。制度そのものが余り知られていないのかもしれません。この制度を生かすためにも、貸すほうより借りるほうも安心な方法を構築することが急務だと思ひますが、村としてどう分析しているか、先ほど少し触れられておりますが、再度、この点について質問いたします。

○振興課長

ご質問にありましておき、空き家活用促進事業につきましては、平成20年度に制度化されたものでございます。この間、今、お話がありましたように、昨年度までに6件、金額にいたしますと260万円、平成25年度は2件の申請がございました。

制度の活用が進まないという理由につきましては、やはり、空き家の貸し付け、あるいは売却を積極的に希望する方が少ないということにあると思ひます。その理由としては、持ち家に他人を住ませることに抵抗感がある、正月やお盆など一時的に帰省する、あるいは将来的に帰郷する意向がある、貸し付けや譲渡をするには家財の整理に手間と費用がかかる、家屋が老朽化して住居として使用するのには困難、あるいはかなりの改修費用がかかるなど、個々の事情によってさまざまな理由が考えられます。

また、先ほど話がありましたおき、現行制度では、補助対象者は家屋の所有者としており、借りる方が補助金を申請して改修することはできません。これは、先ほども申し上げたおき、財産の所有権にかかわることですので、先ほどのようなトラブ

ルが発生する可能性もございますし、基本的には、家屋の所有者に対して補助すべきものと考えます。

ただ、実際の費用負担につきましては当事者同士でご相談いただくという、それは、当然、契約なり、そういったものに基づいてはなるかと思ひますが、それは当事者同士でご相談いただければと考えております。

なお、売却あるいは譲渡する場合については取得者も対象にするとか、そういったことも、今後、検討が必要かと考えます。

先ほど申し上げましたおき、村では、空き家活用の促進に向けまして、今年度、改めて村内の空き家の拾い出し、それから、空き家の所有者の皆さんにアンケート調査を実施するよう計画をしております。その中でのご意見なども参考にしながら、現行制度の課題を整理し、見直しについて検討をしてみたいと考えております。

○7 番

(湯澤 賢一) いろいろとご答弁いただきまして、検討していただけるというふうな形のご答弁をいただいております。本当に、この例について、この1つの、今のモデルケースを苦い経験として、先ほど言いましたように、新たな——新たなというか、よりよい制度になっていくようお願いいたします。

この定住促進の空き家の問題で、もう2点目といたしまして、補助金絡みではありませんが、村に移り住んで、子どもが保育園や学校で友達ができて、地域の生活にも慣れて、地域からも当てにされて、本当に中川村の住民になりかかっているのに、貸し主との関係で村を出ていかざるを得なくなってしまうことが私の周辺で立て続けに起こりました。1件は何とか踏みとどまってくれておりますが、本当の解決にはなっていないようであります。地域からも惜しまれ、中川村に住みたいと思う子育て盛りの若い人が、若い人口が流出してしまう、本当にもったいないことだと思ひます。

そうした中で、ある例では、問題は起きたが、不動産業者がたまたま間に入って来ていたのでスムーズに解決した例もあるようであります。私が今回取り上げたこの件は、1つの例として、トラブルになる前に解決できる方法や不動産業者との連携なども視野に入れた、また、移住者が気軽に相談できる精神的なケアなどのアフターも含めた一歩進んだ空き家活用の方法を模索すべきだと考えます。

先ほど課長の答弁の中で、そうした点についても触れられておりますが、再度、ご答弁をお願いいたします。

○振興課長

今、お話がありましたおき、空き家の活用を促進していくためには、いろいろな面での、そういった対応が必要かと考えております。

空き家の活用をしやすい施策につきましては、村では、現在、所有者が空き家を第三者に貸し付け、あるいは売却をする場合で、村への情報登録を、提供を希望する方については、その物件の情報をお預かりをして、空き家を希望されて相談があった場合に、その希望に応じてご紹介を行ったりしております。

先ほども申し上げましたが、登録していただいている物件が少ないという状況の中にあります。

いずれにしても、村が直接、その仲介業を行うことはできないため、その具体的な

交渉や契約は当事者の間で行っていただいております。

また、村内では、ひとり暮らしの高齢者世帯も増えておりまして、26年の4月現在では住民基本台帳上の65歳以上のひとり世帯は158世帯、村全体の10%弱という数字になっております。これは住基上でありますので、実際には世帯を分けてというものも含まれております。ただ、実際に、そういった世帯が増えている中で、今後、空き家はさらに増加していくことが予想されますが、空き家が増えるということは、イコール地域の人口、世帯が減少するということであり、また、防犯・防災上の問題も懸念されます。こうした状況を踏まえて、空き家活用を促進し、定住人口を増やしていくためにも、先ほど申し上げたとおり、村では、今年度、改めて各地区の空き家の拾い出しと現況調査を行う計画であり、各地区の総代さんにもご協力をお願いしております。

また、直接、ご質問とは関係ございませんが、ことしの4月に中川村美しい村づくり条例が施行されました。これには、村内に土地や建物を所有する方については適正な管理に努めるとされております。空き家所有者の皆さんにも、この条例の趣旨と適正な管理について周知するとともに、あわせて、将来、その空き家の所有者の方が将来的に居住の意向があるか、また、貸し付けや売却の意向があるのか、また、先ほど言いましたこの空き家情報の登録制度や補助制度の認知度、貸し付けや譲渡する場合の課題や支援策などについてアンケート調査をあわせて実施をしたいと考えております。その上で、貸し付けや売却を希望されるという方につきましては、空き家情報の提供をお願いしたり、あわせて、このアンケート調査の結果を踏まえて、現行制度の見直し、支援施策なども検討していきたいと考えております。

また、先ほど言いましたように、移住される方が地域にスムーズに入って地域活動に参加できるように、それから、移住後も地域とうまくやっていくような形のフォローができる、移住者と地域、双方の理解と受け入れ態勢の構築というようなことも必要かと考えます。村では、前々から村長が申ししておりましたが、移住を希望される方が事前に中川村を体験できるお試し住宅制度や空き家所有者と移住希望者の仲介やその後のフォローが円滑にできるような体制、仕組みづくりなどについても検討してまいりたいと考えております。そんな仕組みづくりについて、今、村内の宅建事業者の皆さんとも意見交換を行いながら検討を進めているところであります。

いずれにしましても、本年度、そういったこと、全体的なことも制度のあり方も含めて検討していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○7 番 (湯澤 賢一) 田舎暮らしを思考される方々の中川村に対する評価は大変高いと、中日新聞が中川村への移住者のことを取り上げていましたが、学者の研究材料にもなっているほどだということですから、増加する空き家の有効な活用は、ますます必要になってくると思います。今、課長が答えていただきましたが、非常に真剣に取り組んでいらっしゃるという姿がよくわかりました。

現在、空き家として、少し前のデータらしいですが、村が把握している件数は80軒ほどであり、その1割が貸し家の対象になっているとのことですが、空き家そのもの

のは、今、おっしゃられましたように、今後、増加していく、いいことか悪いことかはともかくとして増加していくことが予想されるということでもあります。このことから、この計画の、つまり空き家を貸し家にしてもらうことが、この計画の成功の鍵を握っているんだろうなあと、このように考えます。

空き家が増加しても貸し家にならない原因の第1点、これは、今、いろいろおっしゃられました。前も、先ほども、いろいろおっしゃられましたが、私が考えますこの第1点は、持ち主の倉庫がわりになっていることがあります。新築の家に古いものは持ち込めない、かといって捨てるわけにもいかないものが空き家には残されております。第2点は、貸し家にして有効利用を考えても、例えば20年後に返されても、もう貸し家としては使えないから壊さなくてはならない、つまり、ここに貸すのではなく買い取ってほしいという地主の要望が出てくる原因があります。一旦貸すと貸し主の自由にならなくなるから、場合によっては次の世代の負の遺産となる可能性もあるということも心配の一つかと思えます。3点目は、借り主が地区の共同作業などに参加しないで、また、地区の習慣や催しなどに参加しないで、地区のお荷物になるのではないかと心配等があります。現実にも、例えば他市町村でも、移住者が地区に加入しないなどの問題は、定住促進に積極的に取り組んでいるところほど頭の痛い問題になっているようでもあります。ここには、まだ、ほかの理由があるかもしれませんが、私が考えるのは、大きくは、その3点かと思えます。

こうした問題を他市町村ではどのように解決しているか調べてみても、よい答えは出てまいりません。つまり、なるほどと思える解決策は、まだないのではないかと思います。現時点では、基本的には中川村が先進地になるしかないのではないかと私は思えます。

以後、解決のための提案を含めた質問であります。すべて行政絡みでない、この問題は解決しにくいと考えます。

1点目の空き家を倉庫がわりにする、この問題ですが、意外と、この問題は、解決はできやすいのかもしれませんが、つまり、空き家に入れている最も大切なものは思い出なんだろうと思います。子育てのころのものは、なかなか捨てられない、我が子の成績表や絵や工作や賞状、また、ランドセルなど、年老いた親は捨てられない宝物であります。新しい家には、しかし、入れてもらえません。多分、空き家には、そうした思い出が詰まっているのだらうと思います。思い出が詰まっている中に、いろいろ、その以前から持っているものがある、捨ててもいいものも入っているのではないかと思います。その問題が解決ができれば、例えば、ちょっとテレビで見たんですが、四畳半ほどの貸しロッカーをつくって、そうした本当に大切だと思うもの、捨てられないものを入れる場所をつくる、そして、必要とする間は貸す、そういうふうな方法も、1つそうした問題がとれば、意外と、この問題は、もうちょっと解決して貸し家が増えるのではないかと思うところであります。

2点目の解決、ある程度、広さなどで料金を決めて、将来、壊すときの費用を捻出できるような料金設定にする、採算のとれる家賃をみんなが認める基準の公的なルー

ルでの家賃とする方法があるかと思えます。そうしたことも検討に入れられたらどうかと思えます。

3点目については、田舎暮らしの基本となる手引書的なものを作成し、行政が間に入って契約の段階で理解を求める方法です。家主が言いにくいことを行政が事務的に伝えるようなシステム、かなり解決するのではないか。この問題は、意外に、しかし、この地区になじめない、あるいは地区の習慣に従わないという、この問題、意外に大きくて、何となく評判だけで中川村に住みついて、習慣や人間関係、地区との関係などで、住む前の夢と現実とのギャップで、この面でも災難を背負いに来たような結果になってしまうことがたびたびあります。

いずれも行政絡みであります。行政が絡むことが、貸すことを業としていない、つまり貸すことに慣れていないことへの村民の不安を解消し、安心して貸すことができるようになるのだと私は思います。

さらに不動産業者の協力を得られれば、借りるほうも安心かと思えます。

以上のような提案ですが、こうしたことは、特に通告はしてありませんが、3番目の、通告書にあります3番目の問題の範囲内といたしまして、こうした問題と提案についてどう考えるか質問いたします。

○振興課長

具体的な、その空き家、活用が進まない原因として幾つかご指摘をいただきました。実際に、そういったこともあろうかと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、今回、空き家の所有者の方々に、そういったことも含めて、なぜ貸し出しができないのか、困っているのかということもアンケート調査で声を聞いてまいりたいと考えております。

また、地区とうまく、スムーズに、こう、溶け込んでという点では、やはり地域の理解というのにも必要かと思えます。行政で、当然、村のほうで空き家の紹介をさせていただく段階では、そういったことも、地域の情報や地区のこともお話をするわけがありますが、やはり最初の段階から地域、地区の役員さんなり、そういったところもかかわっていただいて、お話をしていただいて、入っていったほうがいいのかあと考えております。そういった仕組みづくりもあわせて一緒に、来年度に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

○7 番

(湯澤 賢一) 空き家を貸し家という点での定住促進に関する質問をいたしました。

今までの経験から、空き家だからといって、即、貸し家にならないことは明らかになっております。工夫が要りますが、ほかに先進事例もありませんので、中川独自の中川方式を考えるしかないように思います。今までのご答弁の中で、非常に熱心に、あるいは、この方向に向かって動き出していることがひしひしと伝わってまいりました。地域おこし協力隊隊員の方もいらっしゃいますので、ぜひとも一緒に考えていただきたい、お願いして、2問目の質問に移らせていただきます。

障がい者のためのグループホームの建設の取り組みと現状についてということで質問いたします。

私は、平成24年の9月定例会において精神障がい者のグループホーム設置についての質問をいたしました。

中川村の第5次総合計画の中で、村内には精神障がい者がサービスを受けられる施設がなく、他市町村の施設の利用に当たり移動サービスの内容も含めて精神障害者サービス施設の利用促進を検討しているとして、平成22年度、村内に設置を目指している精神障害者グループホームの利用を進めるとの計画が書かれております。つまり、村は、平成22年度の段階で精神障害者のグループホームを設置することに決めていることだと、そのように書かれているのだと思います。また、実際、事実、村は、担当課は、そのように動いていたことも承知しております。

しかし、現在まで精神障害者グループホームの設置ができていないということは、設置する場所が見つからなかった、場所はあったが地元の理解が得られなかったということが原因とされております。その間、村の担当課は、地域に出向いて理解を求める精いっぱい努力をした、その姿も私は知っております。

現在、この計画はとまってしまったままなのか、あるいは何かを模索されているのか質問いたします。

○保健福祉課長

精神障害者グループホームの村内設置の取り組みは怎么样了、今後どうしようとしているかという趣旨というふうに受けとめさせていただきました。

現在、候補地とされるものが複数、実はございます。周辺、地元の感触を探っているという段階にあります。

今後につきましては、これまでの経験から大事に進めていきたいという考えであります。

ご質問にありましたとおり、総合計画の中で、村は精神障害者グループホームの利用というか支援をするというふうになっております。

村の基本的な立ち位置としますと、民間事業者が設立をする、その支援をするというふうになるというふうに思われます。具体的には、事業者がその構想に合った用地を選定をした際に、地権者や地元の皆様と接触する際の仲立ちや、事業者から要望があれば初期投資に当たっての一定の財政的な支援などになろうかと思えます。

お話にありましたとおり、平成22年度から23年度にかけて機運が盛り上がったと申しますか、活発になった時期が、結果として頓挫をして以降、村としましては、ここがだめなら次はここというように建設ありきで進めるのではなくて、住民の皆様を理解を深めていただく仕掛けを試みながら気持ちや考えが醸成されるようじっくり進めていこうという方針を事業者とも確認をして、きょうまでやってまいりました。具体的には、ことし2月9日に開催しました第21回中川村健康福祉大会でもテーマとして取り上げてまいりました。

現在、候補地として3カ所が浮上をしております。いずれも具体的な土地利用を検討、設計する段階にはございませんで、ここはどうだろうかという、まさに案の段階であります。そういったことで、事業者は、まだ地権者の皆さんと接触することにしておりません。ただ、地元の理解のある方を通じて関係者の感触を探っているという

段階であります。

候補地の1つにつきましては、当初の地区総代さんを通じて、地区の役員の方には情報提供もしてきております。

理解を深めつつじっくり進めるという考え方のもと、事業者は正式な折衝、説明に、まだ入っておりませんので、候補地の詳細については、村の立場からは控えさせていただきたいと思っております。

候補地は次々と見つかるというものではありませんので、慌てず大事に進めていきたいというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 今まで村内の幾つかの候補地が次々に理解が得られなくてたらい回しのようになってしまったのではないかと、それぞれに事情があったのだと思いますが、事業として運営に携わる方々も施設ができるかどうかは何よりも地元の理解が得られるかどうかだと言います。中川村は地元の住民の理解が得られないところだと、はた目には、このままでは、中川村の住民は精神障害者福祉に理解がないとの評価になってしまいます。今の時代は、障害者に対する福祉や多くの学習がなされて、住民の意識も大きく変わっております。

今、課長が言われましたように、私の前回の質問に対して、当時の担当課の課長は、住民の不安に対して、例えば障害者に対しての映画、講演会など学習会をやりながら、昨年もありました、住民の皆さんの気持ちをだんだんに変えていくような形でじっくり進めたいと答弁されております。その後、麦の家なども含めると、何回かの福祉関連の講演がありました。名古屋に本拠地を持つ親愛の里の理事長の講演など、大変わかりやすく、学習の大切さを強く感じました。こうした学習の数々の計画は、ぜひとも、今後、粘り強くやっていく必要があると思っておりますが、この件について村の考えがありましたらご答弁お願いいたします。

○保健福祉課長 先ほど申しましたように、具体的には、村としては健康福祉大会のテーマで取り上げるというようなことをしてまいりました。

先ほど麦の家という具体的な事業者の名前もありましたが、そういったことを憂慮される皆さん、業者に限らず、村内には多数いらっしゃると思います。それぞれの立場の中で、啓蒙といたしますか、啓発に向けての取り組みをしていただいているところだというふうに思います。

ただ、村としましては、やはり押しつけにならない、最初から建設ありきで、あとは、例えばお金の問題だとか、そういった話にならないように、常々から啓蒙に向けての活動をしてきたいというふうに思っております。具体的には、さまざまな皆様のご意見を聞きながら考えてまいりたいと思っております。

○7 番 (湯澤 賢一) なかなか地元の理解が得られないという理由は、恐らく差別とか偏見などではない、必ずしもそうではないと思っております。大事なことであることは誰もがわかっていることだと思っております。それまでに経験のない精神障害者の施設が身近にできること、経験のないことに対する人々の不安が大きいのかもしれません。しかし、施設の住人が地域の人に、かつては大きな事件や迷惑をかけたことはほとんどないと

施設で働く方は強調されております。

前回の私の質問では、認知症と診断される高齢者についても質問いたしました。当時、認知症と診断される高齢者は300万人を超えたとの報道がありました。精神障害者、知的障害者は400万人を超えているとの国のデータもあります。つまり、精神障害者や知的障害者を持つ家庭は特殊な家庭ではなくて、どの家庭でもあり得ることであり、そうであるならば、誰も置き去りにしないで、みんなで生きていく社会の構築がなされなくてはならないと思っております。

学習活動等、住民の理解を深めることを今後とも粘り強く進めていって、一日も早くこうした施設ができることを願うわけですが、ここで、今、言う、地区の理解ということは、その範囲というのは、例えば、その判断の材料として、例えば——例えばですね、中組につくるとしたら、中組全体の理解が要るのか、あるいはお隣近所たられるところの隣近所の範囲だと考えているか、その辺もちょっとお聞きしたいと思っております。

○保健福祉課長 グループホーム建設に関しましては、法的にどこまでの同意が必要といったものがあるわけじゃございません。基本的に地権者の方の同意があることは当然のこととして、近隣の皆さんの同意というのが常識的なことだろうというふうに思うところであります。

ただ、村が関与して、こういった施設をつくっていくと、直接ではないにせよ、陰からかかわってやっていくということである以上は、やはり、少なくとも、そのこの設置される地区、あるいは周りから反対、何といたしますか、動きとしての反対といたしますか、そういったことが出てこないということが配慮すべきことかなあというふうに思います。したがって、どこまでがラインというふうには明確には決めておりませんが、可能な限り理解、広い範囲で理解が得られるようにしたいというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 自分の友達ですが、「俺は、もうあらびんで、みんなに迷惑をかけることはしないで、施設をつくってよ。」と言われました。私の同年代の近所の友人であります。若いころあらびたことがあって、そのために施設の建設ができないこと、その自責の念に駆られているのでしょうか。そのことを私は事あることに思い出し、何となしなくてはと思います。そしてまた、彼の心配はスイートピーでの仲間の心配でもあります。A君もB君でもあります。私は一議員ですから、予算を伴う村の事業ができるはずはありません。こうして、こうした場をお願いするしかないのでありますが、わらをもつかむつもりで友の言葉を、こうして伝えるために、今現在、質問しております。私の同年代ですから、かなりの年輩であること、彼の保護者はさらに高齢です。本人も家族も大きな不安を抱えて生活しております。周りに知った顔が見える生まれ育った地で暮らすことが、障害者にとっても家族にとっても、どれほど安心なことか、年老いてからはなおさらのことかと思っております。障害者のグループホームを家族会も求めています。親愛の里という実績のある事業所も中川での開業に意欲を持っております。さらに、土地の地主の了解が得られて、土地が確保できて、地元の了解も得ら

れば、あとはどうすればいいのか、役場が予算化してくれるのか、何か要望書を上げるのか、質問いたします。

○保健福祉課長 先ほども繰り返し申し上げておりますとおり、まだ具体的な折衝という段階に入っておりませんが、地元の心ある方を通じて情報収集をしているところでありますので、そういったところから、目立った、具体的な、そういった反対運動にはつながらない、しかるべき皆さんの同意が得られるという感触を得ましたら、事業者とともに正式にお話に入っていくというふうにしたいというふうを考えております。

○7 番 (湯澤 賢一) 質問の前段で申し上げましたみやましい村づくりということをごく申します。とてもいい言葉だと、私は方言として本当に大好きな言葉ですが、福祉でも、本当に、美しい村づくりでも、いろいろな面でみやましい村づくりをしていただきたいことを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、私は、さきにお願ひしました定住促進、地域活性化の基本計画、どう生かすかという問題についてお聞きしたいと思います。

2013年4月に中川村定住促進・地域活性化のための基本計画が策定されました。

ただいまの湯澤議員の質問にもありました空き家の問題なども盛り込まれております。

私も議会の一員として住民ワークショップに参加させていただきましたが、村のよいところ、課題などを書き出してみると、再認識することができました。

また、子どものワークショップのまとめを見ると、これは、小学校、西小、東小の4年生、5年生の参加を得てまとめたものですが、本当に村のことをきちんと見ていることに関心いたしました。

昨日、6番議員が日本創成会議が発表した人口試算について質問されました。日本創成会議が日本生産性本部が設置した組織とわかっていても、地方で暮らす20代～30代の女性が30年間で大幅に減って、全国の自治体の半分以上が、将来、消滅する可能性があるとの発表には、大変ショックを受けました。この試算によれば、中川村は2010年～2040年のこの30年間で20代～30代の女性の人口変化率は43.9%の減となっております。長野県下の77市町村のうち34市町村が50%以上の減となっております。昨日の村長の答弁にもありましたが、きちんとデータの信頼性や狙いを読み解くことは必要だと思っております。

しかし、日本中が人口減少時代に向かっていることは確かです。村へ移住してくださる方々が増えているといっても、中川村だけがこの流れを避けて通れるとは思えません。

しかし、小さな村だからこそ、いかに若者が子育てし、住み続けられるか、高齢者が長年の知恵や技術を伝承しながら安心して暮らせていけるか、持続可能な村づくりという事業に村民みんながかかわれるという利点もあります。

基本計画を生かした村づくりについて何点かお聞きしたいと思います。

現在、中川村では、子育て支援として医療費の無料化を高校卒業まで実施し、また、バンビーニの運営など、さまざまな支援策を行っています。

さらなる子育て支援策として、1点目といたしまして、保育料の第3子以降の無料化。

現在、同時入所でない対象になりません。就学児童などを抱える家庭の保育料負担は、同時入所でなくても同じです。第3子以降の軽減化の検証はされたかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 保育料の第3子以降の無料化に関しましては、基本的には、子育て世帯に過度な負担がある場合に、それをどのように軽減するかという視点で検討したいというふうになっております。

近隣の状況といたしまして、第3子以降の軽減措置をとるところが増えていることは事実であります。

ただ、定住促進という視点から近隣との差別化ですとかインパクトを狙った形での無料化というものを行っても、近隣が既にそうなっているという中では、期待どおりの効果が得られるかは疑問かなあと思うところであります。

また、第3子以降、全員無料化というような非常にインパクトの強い政策をとるところも出てきておりますけれども、これを中川村で行いますと、年間、約3,000万円近い単費が必要ということで、現実的な施策とは言えないかなあとというふうに思います。

村が支援策としてどのような保育料軽減策が考えられるかということにつきましては、一定の所得等でランク制限を設けまして、同時入所でも認めるとような手法のほうが、これまでの中川村がとってきた手法、あるいは中川村の考える方法に適するのではないかなあとというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、保育料につきましては、定住促進を直接の目的とするのではなく、保育に過剰な負担がかかっているかどうか、かかっているのであれば、どういう軽減があり得るのかという視点から、今後も注意深く研究していきたいと思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 保健福祉課長の答弁によりますと、定住促進という視点でなくて、保育への保育料の軽減という視点でということですが、もちろん、軽減負担ということが、裏返せば定住促進につながっていくことだろうと思っております。そうした意味で、非常にインパクトのある政策ということでございますけど、ぜひ、こうしたことを検討して子育て支援をやっていただきたいと思っておりますので、再度、答弁をお願いします。

○保健福祉課長 ただいまのご質問の趣旨につきましては十分に受けとめさせていただきたいというふうに思います。そういった事例が増えてくるということは、中川村にそういう制度がないということは見劣りというふうにも受けとられかねない部分もございますので、そういった点も踏まえて、十分、検討させていただきたいと思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 何回言っても、それ以上の答弁は出ないと思っておりますので、ぜひ、そうした視点でも検討されることを要望いたします。

続いて、村営住宅、若者住宅が建設されたわけですが、定住促進の住居に関しては一定の確保がされてきました。

しかし、先ほども出ましたが、この価格ではなかなか入れないという人たちもいまして、先ほどの湯澤議員が言われたような空き家活用のことも真剣に、やっぱり検討していかなくてはならないと思います。

しかし、この子育て支援の住宅として最初に建てられたアルプスハイツの中組 12 戸のお母さん方から、これは当初に言われたことなんですけど、やはり、あの 12 戸のところでは、遊び場がない、駐車場で遊ぶと危なくてしょうがないし、あの道路は急であって、しかも左側にはログハウスなどがあって、何とか遊び場所をというようにお声もお聞きしました。最近、そうしたことも聞いていないんですけど、今度、中田島地区にはガーデンハウス中田島の 1、2、それから、サンライズ中田島と住宅が大変たくさん建設されました。そうした中で、住民の方からも自転車での飛び出しなど心配する声も聞かれます。また、地区要望としても出ているかもしれませんが、子どもの遊び場がないというような声もお聞きしました。ぜひ、遊び場、ミニ公園などの確保が必要だと思いますが、その点についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 今まで建設をしてきました村営住宅につきましては、さまざまな経過があると思いますし、その中で、確かに遊び場の確保がされていないところもあると思います。

しかし、最近の中田島の住宅につきましては、余り広くありませんが、そういったスペースも設けております。

ただ、予想以上に子どもたちが多くなったということの中で、安全対策をしてほしいとか、そういった要望も出てきておりますので、今後としましては、そういったこと、スペースも含めて検討する必要があるんじゃないかなと思います。

現在のところ、今後、具体的に住宅と建てるという計画は、まだ出てきておりませんので、そういった計画を立てる段階では、そういうことも十分、配慮していきたいと思っています。

○9 番 (竹沢久美子) 私も住宅建設に、この担当委員としてかかわった、そうした意味でも、将来的な展望を視野に入れた検討、果たして子どもたちがこれだけ増えるかっていうようなことが検討してこなかったという、そうした責任も感じております。ぜひ、こうした意味で、やはり中田島等については、さらに検討を重ねて、早期に、事故が起こらないうちに対応を考えていただきたい、そんなふうに思いますけれど、どうでしょうか。

○建設水道課長 中田島につきましては、地元からも安全対策をという要望が、昨年、されております。そうした中で、当面の措置としまして、路面への表示、あるいは看板の設置等はしていくということで考えております。

また、遊び場等のスペースについては、すぐそばにわずかなスペースがあるわけですが、それ以外につきましては、なかなか候補地がないという中で、当面はいたし方がないのかなあというふうに思っているところであります。

○9 番 (竹沢久美子) 当面できることはやるということですので、理解はできますけど、事故が起きてからでは取り返しがつきませんので、そうした面での対応を、ぜひお願いしたいと思います。

それでは 3 点目の若者の未婚率が高いという問題についてお聞きしたいと思います。

若者の晩婚化、未婚化が増えているのはご承知のとおりだと思いますが、この問題は、若者の働き方というより働かされ方、派遣やパートで身分保障がない、交代勤務や休日勤務など労働環境が整備されず、未来の展望や希望が持てない状況など、若者たちの置かれている社会的な状況も大きな要因かと思えます。

私たち団塊の世代は、目標を持って頑張れば何とかなる、そういう世代でした。

しかし、今の若い人たちを見ていると、頑張してほしい、いや、頑張っている、でも大変だなあと思ってしまうというのが正直な感想です。

結婚がすべてではないと思うし、個々の問題であり、難しい課題ですが、人生の伴侶を得て家族を持つということは、苦労もあるけれど、喜びや楽しみも増えることでもあります。

村として、この資料には載っておりますけど、未婚者の実態把握はされているか、まず、お聞きしたいと思います。

○振興課長 今、社会的な晩婚化の要因等もお話をいただいたところでありますが、未婚者の婚活事業というような取り組みの中で、今、営農センターを中心に取り組んでいる状況等の報告をさせていただきたいと思いますが、今の未婚者の実態把握という点につきましては、ご質問にありました、一昨年、策定をした定住促進計画の中にも未婚者の実態ということで昭和 60 年以降の年代別の未婚率の推移ということで数字を挙げてございます。それによりますと、平成 22 年、2010 年の時点で、例えば、全体では、20 代～50 代にかけての独身者の数であります。そういった数字も拾ってございます。目立つのは、やっぱり 30 代の男性の未婚率が 22 年の時点で 42% というような数字になってございますし、同じく 30 代の女性に関しては 23% というような数字になってございます。

そんな中で、村——村といえますか、そういった若者の未婚率の増加という点については、農業を初め商工業、また、地域における共通の課題という中で、持続可能な村づくりを考えていく上では重要な課題と考えております。

そういった中で、村の各産業の後継者を確保して地域を元気にしていくため、農商工連携事業の一環として、営農センターが主体となって観光協会、商工会等と連携をしながら平成 25 年度から婚活事業に取り組むこととなり、その第 1 弾として独身男女の出会いの場をつくるということを目的に、ことしの 3 月に第 1 回の婚活イベントを企画して開催をしたところであります。急な呼びかけではございましたが、村内外から 20 代～40 代の男女 20 名、申し込みについては 20 名ございました。当日、出られなかった方もございましたが、公的な団体が主催するという点での信頼性も高いというような声もあり、参加された方にも総体的には好評であったと聞いております。平成 26 年度、今年度においては、村でも営農センター補助金に婚活事業の取り組みに

対して補助金を上乘せをしながら、昨年の3団体に加えて、ことしは村の社会福祉協議会の結婚相談所のほうにも加わっていただいて、年間を通じて取り組む計画をしております。4月以降、2回ほど打ち合わせをする中で、前回の反省、意見等を参考にしながら、本年度、平成26年度の中で4回のイベントを計画をしております。今年度の取り組みにつきましては、実質的な成果に結びつけるということを第一に考えております。近年、婚活イベントは各地で開催をしておりますが、やはり結婚については本人の意識の問題が第一ということで、まずは意識啓発と個々のスキルアップを図るということを趣旨に、4回のうち2回は講師を招いて婚活セミナーをあわせて行う予定であります。ほかのイベントの様子などもお聞きをしますと、そういったセミナーをセットで行うことで自己啓発が図られ、一定の成果があったというようなことも聞いております。また、初回では、年齢層に幅があつて中には話ができなかったというような反省もありましたので、各回ごとに、ある程度、その話が合うようにターゲットを絞って参加者を募集して、また、内容や、そのスタッフの対応などについても、より参加しやすいように工夫をしてく予定でございます。今年度の第1回目の婚活イベントとして7月5日の土曜日に予定をしております、先般、広告も入ったと思っておりますが、今、募集をしておりますので、もし、周りに該当される方がいらっしゃいましたら、ぜひお声かけいただきたいと思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 次の質問でお聞きしようと思った内容とか、そうしたことも、今、答えていただいて、私も、この広告が入りましたので、うちの娘にも見せて、怒られましたけど、ぜひ、こうした機会とか、継続的なものがなされると本当にいいんじゃないかと思つた。それで、これもなかなかPRができていないんで、ぜひ、お近くにそうした方がいられる方たちは、声かけとかPR、そうしたものをもっとやっていって、本当に中川村で住みたい、そして暮らして子育てをしたいという人たちを増やしていただきたいと思つた。

今、答弁をいただいたんで、ちょっと八重になりますけど、結婚相談員の方もこの組織へ加わっていただくということなんで、非常にありがたいと思つたんですけど、議会でも、先日、この結婚相談員の方たちと懇談をしました。そうしたときに、大変努力されているんですけど、今の若い人たちの結婚観なども昔と違い、苦勞してもなかなかカップルが誕生しないっていうようなお話でした。現状は、そんなに変わっていないのではないかと思いますけど、今回、こうした組織も巻き込んで、村として大きく独自の対策っていうことが必要っていうふうにも思つたんですけど、これでカップルができたらかお金を出すとか、そういう問題でもないと思つたので、ぜひ、みんなで温かく見守って、そして、こうした機会になかなか出てこられない人たちをいかに参加させるかっていうような、そうしたことも努力していく必要があると思つた。そんな取り組みを、ぜひお願いしたいと思つた。よろしくお願ひします。

続きまして、2番目の税外負担金、村道改良地元負担金の、ちょっとこのことに対してお聞きしたいと思つた。

村へ移住された方の声として、税外負担金、いわゆる地区費だとか公民館などの負

担のお金が非常に多いと言われることがあります。私たちにしてみれば、インフラが100%といかない暮らしの中で、当然、あるいは仕方がないとの受けとめをしている部分でもあります。地区費なども、その地区ごとの歴史や経過で決まってくるものもあり、一概には判断できないものです。

その中で、村道改良地元負担金についてお聞きしたいと思つた。

中川村の道路は総延長が非常に長いということですけど、他市町村では、負担金の体制は地元民しか通らない路線に限定されています。また、南箕輪村などでは、駒ヶ根市は条例などないようですが、徴収していないというような話を聞いております。

ずく出し事業だとか草刈り、道路、河川、除雪など、住むための相当の努力を村民もしております。これは私ごとですけど、私が初めて議員になった16年前の9月の一般質問で、私は、子どもの送り迎えや、そうしたお母さんたちが本当に早朝から困っているっていうことで除雪体制の整備っていうことを早朝からぜひお願いしたいという質問をしまして、そうした声も届いて、今、非常に中川村は除雪体制も確立されてきているわけですけど、ことしの大雪、2月14日ですけど、地区の方の応援も得て、家族3人で2日間除雪しても大型機械の除雪した道路までやととで出るといふような状況でした。こうしたことは、あつた場所、美里の陣馬形の麓に住んでいる者としては、別に、そのことをどうこう言うつもりはありませんけれど、高齢化になってきて、しかも非常に大変な状況になっている中で、住む人たちは、そうした負担とか、こともしているっていうことを、ぜひ知っていただきたい、そうしたのを1つの例として、私以外の方たちも、そういう地域に住む方たちは大変な思いをしている部分もあります。そんな場に住んでおらにゃいいって言いますが、それは、また別問題だと思つた。

そうした中で、道路のこの負担金の問題ですけど、地区未加入者に対する対応等はどのようにしているかお聞きしたいと思つた。

○建設水道課長 地区未加入者への対応っていうことですが、その前に地元分担金について若干申し上げたいと思つた。

言われている地元分担金っていうのは、条例でいきますと中川村土木関係工事分担金条例というものがございまして、それに基づいて地元負担金をお願いしているというものであります。条例によりますと、趣旨としまして、その事業により利益を受ける者、いわゆる受益者から徴収するというふうになっておりまして、道路につきましては受益者であります、中川村につきましては各地区という単位で負担をお願いしているっていうのが実態でございます。

それで、分担金につきましては、さかのぼってみますと、昭和の45年から、こういった制度が使われてきているという経過がございます。この間、何度か徴収についての見直しをして現在に至っているということでございます。

それで、全村道が対象ということではありますけれども、実際に対象となる道路につきましては、基本的に地元から要望があつて改良、あるいは舗装している道路についてがほとんどになりますので、そういった意味では、地元の皆様のご理解もいた

だいているのではないかなと思います。

しかし、各地区で未加入者も当然おられるわけで、そういった方からなかなか負担をしてもらえないという実態も承知しておりますが、それについては、村としてどうこうということを言える立場にはございませんので、基本的には各地区の皆さんのほうで対応していただいているというふうに理解しております。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、地区のことは地区ということですが、今まで、こうした未加入者、または徴収する路線としない路線があるなどの問題もあるのではないかなというように考えて、そうした場合に、何を判断材料にしているかと、今、言われたように地元要望ということだと思っておりますけれども、例えば村の施策としてやるものは徴収しなくて、地元なり、あの多く通る道路でも、例えば地元の要望であれば徴収するというようなことが今までにないのかどうかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 今までの例でいきますと、言われたように村の施策として改良した部分、具体的には沖田牧ヶ原線ですが、については徴収をしていないという実態がございます。それ以外については、基本的にはご負担をいただいているということです。

○9 番 (竹沢久美子) もう1点お聞きしたいと思うんですけど、今度、県の過疎代行の道路についても、例えば北山方飯沼線が、前は徴収しなかったけど、今回は徴収するというようなことがありますけど、そうした根拠はどこから来ているのかを聞きたいと思えます。

○建設水道課長 今、言われたように、過疎代行の工事つきまして、過去に徴収した、しないということがあったようでございますが、それについても、ほかの工事との整合性、あるいは公平性という部分で検討がされて、現在では条例に基づいて負担をお願いするという形になっております。

○9 番 (竹沢久美子) 村民にとっては、村道が1級だろうが2級だろうが、また、その他村道だろうが、そうしたことは余り関係がないのではないかなと思います。私は、今の状況を見ているときに、道路の地元負担金っていうものは、将来的には、ある程度、なくすべきではないか、また、そうした時期に来ているのではないかなというふうに考えておりますけど、その辺はいかがでしょう。

○建設水道課長 地元負担金の徴収の基準は今のままでいいかということにつきましては、確かに、今、言われたような声もあります。それから、過去、徴収してきた経過の中で、取った、取らないということもあります。それで、今の基準のままでずっといいかといいますと、やはり検討の余地はあるのかなというように思います。

ただ、今すぐということではなくて、ある程度、改良や基礎工事が進んだ段階、それで、具体的には各戸当たり幾らという基準がございますけれども、それが一定額以上に達した段階においては見直しをしていくということも必要になるかな思っております。

○9 番 (竹沢久美子) ただいま課長から、各戸当たりの金額についても、非常に中川は高額であるというふうに思えます。よその事例で見ると、こんなに高額な負担金を取っているところはそうないんじゃないかという感じもしますので、まず、その検討をさ

れる場合には、こうしたこともぜひ検討の中へ入れていただきたいと思いますと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○建設水道課長 そういったことも考慮して検討を進めていきたいと思えます。

○9 番 (竹沢久美子) 地元負担金のことを取り上げて、ちょっと、最後、お聞きしたんですけれど、決算で多くの繰越金が出ることは、事業推進上の努力もあるかと思えますし、ですが、これが多ければよいというものではないと思えます。地域で定住し、そして文化も継承していく上でも、インフラ、特に道路はなくてはならないものです。村外からの移住者も多く迎え、また、定住促進を進めるためにも、私は、この道路の地元負担金っていうものを、すぐというわけにはいかないということですが、ぜひ、なくす方向、また、上限を、取る以上、やっぱり上限を下げる、そうした努力をされるべきではないかと思えますけど、その点についてお願いいたします。

○建設水道課長 ご意見として承っております。

○9 番 (竹沢久美子) 非常にそっけない答弁でございますけど、ぜひ努力して、村民が、やっぱりここで暮らし続けられる、そうした視点で、ぜひ、定住促進のことも進めていただきたいと思います、そんなふうに思えます。

私の質問を終わります。

○議 長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時40分とします。

[午前10時27分 休憩]
[午前10時40分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

一部訂正がありますので、きょう、お配りしてあります日程表の3番 中塚礼次郎議員の質問項目のところの字が「安倍自公政権」の「安部」の「部」の字が違いますので、訂正をお願いいたします。

1番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) そういうわけですので訂正をお願いします。

私は、さきに通告いたしました安倍自公政権の進める農政改革について質問をいたします。

安倍自公政権は、環太平洋連携協定、TPP交渉の妥結に向けて全力を挙げていますが、それと一体で進めているのが国際競争力をつけるとする農政改革であります。1つに農地中間管理機構の創設、2つに経営所得安定対策、3つに水田フル活用と米政策の見直し、4つに日本型の直接支払の創設、この4つの対策を挙げておりますが、この農政見直しは、農業関係者の声より政府の産業競争力会議などで示された農業の大規模化や企業参入の加速化を求める財界代表の意向を受け、極めて性急に行われたものだと言われております。政府の説明会で将来を見通せないとか農村は混乱させられているというなどの批判が自治体や各農協関係者から噴出しており、農業を営利企業の新たな商機にすることを求める財界の意向に沿った農政改革は、TPPを前提として、家族農業経営とその共同を基本としてきた農政の基本を変えてしまうことにな

ります。

さらに、安倍内閣は、財界代表中心の産業協力会議などを通じ、小生産である農民の互助を出発点とした農業協同組合や農業法人、農民代表が中心になっている農業委員会の活動の見直しを進める考えを明らかにしています。

先ごろは、政府の規制改革会議でも農協の解体を進める考えを明らかにしています。農地、農業の担い手を確保していくために企業の参入は必要であり、それを容易にするためといいます。大規模農家や参入企業しか経営が成り立たない農業に変貌していくことは明らかです。

これらは日本の農業にとっても基幹産業である中川村の農業にとっても死活的な問題と考えるわけでありますが、この点について村はどのように捉えておられるか質問をいたします。

○振興課長 ただいまご質問のありました件についてでございますが、今回の国の農業政策の見直しは、今、お話がありましたように、担い手、いろんな意味での担い手ではありますが、農地集積、集約化を促進し、農地の有効利用と農業経営の効率化を図ることを主眼に、米の生産に関しても国の戸別所得補償や生産調整に頼らない自主的な需要調整の方針を打ち出すなど、農業を足腰の強い産業としていくための構造改革であるとされておりますが、当村のような中山間地域で圃場条件が悪い地域、また、先ほど話のありましたように家族経営を中心とした小規模経営の農業を営んでいる地域にとっては課題も多いと考えます。

中山間地域の農業を維持していくための制度、政策を引き続き国に要望しながらも、こうした国の方針と具体的な施策が示された以上、当面は、これに対応して中川村の農業、農地をいかに維持し、生き残っていくか、将来を見据えて関係組織や農家の皆さんとともに真剣に考えて方向づけを行っていく必要があると考えております。

具体的には、個別の施策への対応など、今後、営農センター、地域再生協議会等を中心に検討をしてまいりたいと考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま振興課長のほうからご答弁いただきましたが、この中川村で農業を営んでいる農家の皆さんにとっては、大変死活的な問題だというふうに村としても捉えておっていただき、今、課長が言いましたように、もう、中川村みたいな中山間地でどういうふうに農業でやっていくかということは、本当に大変な問題だということで、上げられる声は上げて、こういった中山間の農業を守れるような方向で、営農センターなど、農協などの各組織を中心に取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、対策の一つである農地の中間管理機構についてであります。この機構は、都道府県に1つの機構をつくって、高齢化などで耕作が困難な土地を預かり、担い手に集積しようというものですけれども、農水省の攻めの農林漁業などで示された当初の構想では、耕作放棄地対策を重要な課題としていました。増加する耕作放棄地を含め、利用困難な農地を機構が借り受け、整備を行い、行った上で担い手農業者に貸し付けるというものですが、耕作が困難で農地の預け先を探している人や整備が不十分

な農地を引き受けている農業者からも期待されておりました。地域の話し合いで担い手を決め、農地の集積を図ってきた農地・人プランを生かせると思われていたのですが、成立しました農地中間管理機構法は、その期待を大きく裏切るものとなりました。その主な点であります。第1には、機構が借り受ける農地はあらかじめ借り手がなければなりません。要するに機構は農地を抱え込まないようにするという、第2は、借り手は公募を原則として、都市部の企業を含め、地区外の希望者も公平に扱うということにされていること、第3に、農民が多数を占め、農地の事情に詳しい市町村の農業委員は、機構から求められたときに協力するだけということになっております。その結果、耕作放棄地の解消が目的から外され、借り手が公募されるなど、農地を荒らさないために努めている地域農業の現場からかけ離れ、中山間地域など、耕作が困難なところほど利用しにくくなります。それにより、耕作放棄地は減らずに、優良な農地へ営利企業が進出しやすい仕組みとされました。この成立した農地中間管理法と耕作放棄地対策を進めていく上での考えを質問いたします。

○振興課長 ただいまのご質問にありました農地中間管理機構は、貸し手から担い手への農地の流動化の調整を図る役割を果たす公的な機関として制度化され、長野県では長野県農業開発公社がその役割を担うこととなっております。遊休農地対策や人・農地プランによる担い手への農地集積を促進する上では、その役割に一定の期待をしているところであります。

しかし、今、お話がありましたように、当村のような中山間地域の圃場条件の悪い農地や荒廃地など、果たして機構で受けてくれるのか、担い手への流動化が図られるのかは、実際に動き出して見ないとわからない面が多くあります。まだ、詳細について説明、示されていない段階でございまして、これから、具体的などどのように進めるかという説明が今月中にあると聞いております。

これまで説明を聞いている中では、機構が事業を進める上では、業務の一部を市町村等に委託をして実施する、また、市町村、農業委員会、JA等、関係機関と連携して推進するという原則としております。そういうことで、お話のように機構のほうで事務的に全くすべて処理されるということではなくて、市町村等と連携が求められてくると思われま。

また、貸付先の選定ルールにつきましても、基本的な考え方として、既に安定経営を営む者に支障を及ぼさないこと、新規就農希望者が効率的、安定的な経営を目指せること、対象農地の隣接者が借り受けを希望する場合を優先する、人・農地プランとの整合性に考慮し、希望条件との整合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけて協議するというような基本的な考えが示されております。

先ほど申し上げましたように、具体的な事務手続については、これから説明があるということですが、どこまでの業務が市町村に委託をされ、また、その農地の配分計画についてどこまで市町村がかかわるのかということについては流動的ではありますが、農業中間機構である農業開発公社のほうからの説明では、いずれにしても、その市町村の実情や意向を踏まえて、市町村と協力と連携を図りながら農地の流動化

が図られるように進めていくというようなお話でありますので、ぜひ、そういった方向で進めていただけるように市町村からも働きかけていきたいと思っております。

○1 番 (中塚礼次郎) 次の、ちょっと質問に関係のところまで、今、課長が触れられましたが、次にですね、この農地行政を軽視という、こういった問題なんですけれども、それは、産業協力会議などで示された財界代表の要求を受け入れて、農業者の願いも農地行政の蓄積も軽視されているという点が問題だというふうに思うんです。財界の代表からは、条件の悪い耕作放棄地が機構に集中して滞留することになることは避けるべきだというようなことや、人や農地プランが優先されたら農外の企業が参入できなくなる、公平に扱うべきだというふうなこと、それから利害関係者の組織である農業委員会は排除すべきだなどというふうな要求もされてきました。農地中間権利機構による農地の集積は、2013年度の補正予算で400億円、14年度の予算では305億円が計上されて、膨大な金額が都道府県に配分されております。配分されておりますが、多くの都道府県では、長野県の場合でも6月ごろという、今、課長の話がありました。機構の発足も実施要項もこれからという状態なわけでありまして。機構に対し問題点を指摘しつつ、農地を維持、改善させる具体的な要求を提示を、提案をして、農地の条件や地域が培ってきた共同などを生かした運営を行わせる取り組みが大変重要だというふうに考えるわけです。先ほど、この部分の細かい点について、少し、この農地中間管理機構のものが全く、この機構でなくて行政の段階まで下ろされてくるというふうな課長からの説明がありましたが、細かい詳細はこれから具体的に下りてくるというふうに思いますが、できるだけ、この機構が、私たち、この農業をやっていくものにとって本当に農業をやりにやくなるようなものにするために、そういった運営をさせていくというふうな提案なり条件を出していくということが大変重要だと思っておりますが、先ほどちょっと聞きましたが、振興課長の構えをお聞きいたします。

○振興課長 今、お話がありましたように、具体的な内容、これから示されてくると思っております。これについては、中川村だけではなくて、同じ全市町村、この地域、同じ課題だと思っております。そんな中で、ほかの市町村とも連携をしながら、そういった声を機構のほうに上げてまいりたいと思っております。

それから、先ほどちょっと申し上げませんでした。農地の貸し借り、流動化に関しては、この中間機構を介してというのがすべてではございません。従来の農地法であったり、農地流動化の利用集積であったり、そういったことでも流動化が図られるわけでありまして、そういった既存の制度も、この地域内では活用しながら進めてまいりたいと考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 流動化の方法やいろいろあるというふうに言われておりますが、今回、打ち出された政府の方針っていうのは、ある程度、力強く進められるというふうに思っておりますので、それに負けないような、こっちで防衛策なりをとっていく必要があるというふうに思いますが、ぜひよろしくお願いたします。

次に米の生産調整の問題であります。この米の生産調整は、さまざまな問題がありました。全国に百数十万の生産者がいる米の需要と供給、価格の安定を図るため

に国の責任で行ってきた政策であります。米の需給が達成されました1970年代から始まって、内容は何回も変えられてきましたが、農政の大きな柱になってきたわけでありまして。

農政見直しは、その米の生産調整を5年後に廃止し、米生産と農業団体の責任で生産調整を行わせ、価格も市場に任せるといったものであります。同時に、戸別所得補償も見直されました。米の生産調整への参加を条件に支給されていた米の直接支払交付金、10a当たり1万5,000円を廃止し、激変緩和措置として2019年までは7,500円の半額にして実施がされます。米が低落した場合に支給する価格変動調整金は14年度から廃止がされます。米の直接支払は、米価が下落を続け、コスト割れになっている現状を補償するために設けられているものであります。安定した収入となるために多くの農家が制度に参加してまいりましたし、農業機械や施設の購入、雇用労働の確保などに生かされ、大規模経営ほど依存の大きい制度になってまいりました。集落営農や大規模生産者からも、突然、半減されたら予定が狂うとか、消耗の激しい機械の更新も雇用者への賃金支払いも困難になるというふうな深刻な声が上がっております。政府は、米は高関税に守られているため、この助成は必要ないというふうに説明しておりますが、もともと生産者価格が下落して多くの農家がコスト割れを起こしていることへの支援ということでありまして。現に米価の下落傾向が続いておいて、助成の廃止は米生産への依存が大きい生産者ほど大きな打撃を受けます。政府が育成するというふうに言っております大規模経営が最も大きな打撃を受けることは明らかであります。

国の責任で米の需給を安定させて国内消費を拡大、経営規模にかかわらず多くの生産者が安心して生産できる価格の補償と安定に力を入れさせる施策の実現を求めていくことが重要ではないかというふうに思うんでありますが、村の考えを聞きます。

○振興課長 ただいまの米の生産調整の廃止等々のお話でございますが、今、お話がありましたとおり、米の直接支払交付金に関しましては、本年度から5年間ということで1万5,000円から7,500円に引き下げられることになりました。また、水田フル活用として、主食用米だけではなく、麦、大豆、飼料米など需要のある作物を振興しながら、行政による生産数量配分に頼らず需用に応じた主食用米の生産が行われるよう、5年間の間に環境整備を進めながら、平成30年産米から直接支払交付金を廃止するとされております。

戸別所得補償として制度化された、その米の直接支払交付金であります。この廃止は、今、お話がありましたように、個々の米の生産者にとっては直接的な収入源となり、影響は避けられませんが、これを補うためには、経営規模拡大、そういったところの農家への影響も大きいというお話もございましたが、より、そういった中で農地を集積して作業の効率化、経費の削減を図っていくことが必要と考えております。

また、地域全体で水田のフル活用ビジョンを検討する中で水田活用の直接支払交付金、山地交付金などを有効に活用し、主食用米以外の作物への誘導も、今後、検討が必要かと考えます。

また、5年後の行政による米の生産数量目標配分の開始に向けましては、いずれに

しましても市町村単位でその需給調整を図るということは困難であり、生産者と集出荷業者、団体との調整が円滑に図られるような仕組みと環境整備が必要であると考えます。それに向けた指導、支援を国に要請していくことが必要と考えています。

○1 番 (中塚礼次郎) これから生産者と集荷団体、農業ということになるというふうに思いますが、その責任で生産調整をやらざるを得ないような形になっていくということで、行政が、その点をどういうふうに行行政として方向を持っていくかということ、行政は全く関係ないというふうにはならないというふうに思いますので、ぜひ、その点をしっかりお願いしたいというふうに思います。

若干、課長のほうでも、今、触れましたが、水田対策の面では、米以外の本作として、転作でない、米以外の生産も本作として奨励するという水田フル活用ビジョンというのが打ち出されました。その目玉とされているのが飼料米の生産ということで、収量に応じて10a当たり5万5,000円～10万5,000円の範囲で支給がされるというふうになっておりますが、そのためには主食用の1.3倍以上の収量が必要だということなど、収入が増える保証はないのが現状というふうに言えます。

米の生産が需要を上回る中で、自給率の低い飼料米へ米や稲を振り向ける取り組みは必要なことでありますが、需用の確保だとか、食料米への混入防止、種子の確保など、解決しなければならない多くの問題を抱えておりますが、この方針が出されたときに、まあ、それじゃあ飼料米をつくれればいいじゃないか、水田も荒れなんぞというふうに、まず簡単に考えた農家の方たちが多いというふうに思いますが、ところがどっこい、そんな簡単なものではないというふうな内容だというふうに思うわけですが、その点についていかがですか。

○振興課長 ただいまお話のありました飼料米の生産についてであります。飼料米の生産を行うには、まず、生産者と畜産農家や飼料米を買い受ける事業者と販売に関する契約書を締結して新規需要米取組計画書を関係機関へ提出する必要があるとされております。

主食用米にかわる作物として、今後、水田活用の直接支払交付金などを活用し、飼料米や加工用米の生産を検討する必要はあると思われませんが、中川村内においては、畜産農家は極めて少ない状況にあり、これに取り組むには市町村を越えた連携や調整が必要となると思います。その実際の販売先につきましては、国、都道府県、地域再生協議会が連携して稲作農家と畜産農家をマッチングする取り組みや全国の配合飼料メーカーへ供給する仕組みなどもあるそうです。また、この上伊那地域においても、本年度、農業改良普及センターがかかわりながら、地域内で飼料米の生産、粉碎、飼料用として活用して、それを粉碎をして、畜産農家へ提供するというような取り組み、地域内での流通体系の確立に向けた実証的な取り組みも行われると聞いております。

それから、先ほど、実際に、その飼料米を栽培するについての問題、課題が多いというお話いただきましたが、その収量を上げるためにさまざまな品種が、地域に合った品種があるようではありますが、その多収性専用品種を導入する際には、圃場の準備から収穫、乾燥、調整まで、それぞれの段階において主食用米に混入をさせないという、それを厳しく管理する必要があります。

実際にここで作付をする際にはどうしていったらいいかということについては、また営農センター等で検討をしてまいりたいと思っておりますが、これに関しましては、農水省において多収性専用品種の栽培マニュアルというものが示されております。基本的には、これに従って適正に行っていくということが必要かと考えております。

いずれにしても、中川村として飼料米を導入して取り組むかについては、今後の、その需給の動向、それから採算性を考えながら、営農センターを中心に考えてまいりたいと考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 今後、この飼料米についての取り組みも検討されて進められていくというふうに思いますが、十分に営農センターを中心として進めていただきたいというふうに思います。

次に、経営対策ではですね、麦や大豆、テンサイなどに対する直接支払交付金、米畑作物の収入減少の影響緩和措置というのが15年度から対象者を認定農業者、それから集落営農、認定就業者に限定して継続されるというふうになっておりますが、面積要件はなくなるものの、兼業を含む多くの生産者が対象から外されるということになるわけでありまして、対象条件として集落営農への取り組みが必要となるわけでありまして、中川村の現状として、集落営農への取り組みが思うように進んでおらんというのが現状だというふうに思うわけでありまして、村としてのその対策について質問をいたします。

○振興課長 ただいまお話のありました経営所得安定対策に対する対応につきましては、今、お話があったとおり、平成27年度以降、この畑作物の直接支払交付金、それから収入減少影響緩和対策については、認定農業者、集落営農、認定農業者のみに実施されるということとなっております。また、集落営農組織に関しましては、組織の規約があること、対象作物の共同販売経理を行うことが条件とされております。

中川村において影響が多いのは、米の生産調整の主要作物として作付されている麦、大豆、ソバなどへの直接支払の交付金かと思っております。認定農業者、認定就業者へは引き続き対象になりますが、それ以外の農家が個別に作付しても現行どおりの交付は受けられなくなるということでございます。

現在、中川村では、46名の方が認定農業者として認定をされておりますが、今後、こういった農政の方針の中で、担い手となる認定農業者を増やし、認定農業者へそういった集積を図ると同時に、今、お話がありましたように、集落営農組織での農地管理と共同販売経理の検討が必要かと考えます。

来年度以降の具体的な対応については、現在、村営農センター、地域再生協議会幹事会において検討しており、今後、常任委員会等においてご協議をいただき、来年度以降の方針を定め、地区営農組合、集落営農組合、また農家の皆さんにご説明をしてまいりたいと考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま振興課長から答弁いただきました。中川の場合には、麦とか大豆、ソバが主体で、今、それぞれの農家が減反の水田等に作付をしているわけでありまして、ソバの価格、大豆の収量的な問題だとかいうようなものから考えて、

今までも、この直接支払交付金というふうなものが、15年度からは、先ほども言いましたように認定農業者だとか集落営農というような方たちに限られて、ほかの農家は対象外になるというふうになるわけでありますので、これを何としても、米の調整を図っていく上では、ソバだとか大豆だとか、米にかわる作物を栽培して調整を図るということをそれぞれの農家がやっていかんならんということになるというふうになるんですが、その点を収入的にカバーするためには、どうしても、この交付金を受ける対象の組織をつくるということでは、ただいま振興課長から答弁ありましたように、集落営農をいかに取り組むかということが非常に大事なことだというふうに思いますし、それが最低条件というふうになるというふうに思いますので、営農センターを含め、しっかりした取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、最後になるんですが、今回、農業の多面的機能の維持と発揮のための地域活動を支援する日本型直接支払というものが創設され、村として事業の説明会も開かれ、村内26の各組織での取り組みも始まっていますが、農業生産を通じた農地、水路、あぜの維持が国土、環境、景観の保全に果たしている役割を評価して、その労働を支援する直接支払は、積極的な意義があるというふうにも思うわけであります。

それで、現場で使い勝手のよいものにしていくことが大変大事だというふうに考えております。

多くの組織が取り組むわけですが、問題とされているのが事務処理であります。担当部署による事務説明会も開催されているわけですが、会社などの勤め関係だとか、時間的には、ある程度、余裕があっても、パソコン等を思うように熟知されておらんというふうなことで、この事務処理が事業への取り組みの支障になっているというふうに、私は2つの組織の事務処理を担当しておりますので、つくづくそういうことがネックになっているのかなあというふうに思うわけであります。それで、今までも指導、支援という点ではお骨折りをいただいているわけですが、特に、この事業実績の報告だとかいうふうなことで、この事務処理に対するアドバイスだとか、指導だとか、援助について、どんなふうにかえられているか質問いたします。

○振興課長

今、お話がありましたとおり、今回の見直しで、従前の農地・水保全管理交付金から日本型の直接支払制度ということで、多面的機能支払交付金に移行になりました。これよりまして、従前の制度で取り組んで既に協定書を作成して活動に取り組んでいる組織につきましても、今年度から新たに5年間の計画を作成して交付金を受けられるということになっております。先般、説明会をさせていただき、これに取り組んでいただく組織、先ほど26とおっしゃられましたが、22、新たに取り組むこととなった組織が2組織ございまして、合わせて22の組織で取り組むことになっております。この交付金については、今、お話のとおり、各集落で地域ぐるみで多面的な機能を維持、向上させていくという点で、地域でのいろいろな共同作業を含めて、共同活動において有効に活用できる一方、やはり国の交付金制度ということで会計検査の対象にもなっておりますので、適正な事務処理が求められており、そういった点では経理、関

係書類等に事務が煩雑であるということは事実でございます。昨日、説明会、当初の説明会をお願いを申し上げたところでございますが、今後も事業の進捗、執行に合わせ、昨年は、大体、年度当初と最後の実績に合わせてということでございましたが、年数回ほど、具体的に事務をされる方々に集まっていた事務の説明会、それから指導、支援も行っていく予定でございます。これ以外にも、実際の農業施設の適正な維持管理、水路の補修なんかに関する研修会なども、現場の研修会を開催をしたり、それから、担当者のほうで各組織の個別の、そういった書類作成についても、ご相談、支援なども、随時、対応してまいりますので、ぜひ、困った場合には担当のほう出てきていただければと思います。

先ほど申し上げましたが、ちょっとご質問の全体を通してでございますが、国の政策云々という点では、今回、示された方針については、政府の方針が変わらない限り、基本的な政策は変わらないと思われまして、逆に、今後、政権交代や国際情勢の変化で、また、逆に政策が変わるといふようなこともあり得ると思っております。いずれにしても、そういった国の制度、政策に振り回されない中川村の農業、農地を維持、継続していける仕組み、組織づくりが必要と考えておりますので、中川村のこれからの農業のあり方、営農体系などについて、営農センター、地域再生協議会、常任委員会を中心に、ぜひ、この機会に議論をいただいて、今後の中川村の農業について考えていただければと思っております。常任委員会については、関係組織、団体の代表の皆さんに委員になっていただいておりますので、ぜひ、そういった場で建設的なご意見を賜りたいと思っております。

○村長

以上、よろしく申し上げます。
今、大変すばらしい答弁をやってくださりまして、まとまっているところで、今ごろになって割り込んで申しわけないんですけども、ちょっと私も参加させていただきたいなと思っております。

今朝のテレビだったか、新聞だったか、企業の農業への参入についての条件を、また2つほど条件を緩和するんだというふうなことを言っておりました。

我々はいつも、私、いつも思うんですけど、何か、こう、目的と手段というか、目先の目的のほうに偏り過ぎて、大きな目的を見失うていうふうなことが我々は非常にありがちなというふうに思っております。農業の強化だとか、輸出産業にするんだとかいうようなことがありますけども、一番大事なのは、やっぱり暮らしている、特に中川村、我々にとっては中川村の皆さん方の暮らしというのが充実したものとなって、きのうも申し上げましたが、この美しい村としての持続をどういうふうにしていくかというふうなことが大事なのであって、余り国の政策に、課長も言いましたように振り回されたりすることよりも、しっかりと、その目的を持っていくことが大事ななというふうに思います。私は、そういう意味で、この地域の、その共同体が、こう、美しい形で維持されていくという中では、例えば、極端なことを言えば、兼業農家でもいいし、株式会社が参入されて機械化されて、人は全然おらんようになって、数人のオペレーターだけでやっていて、村には、人口、随分減りましたっていう

のでは、全然、村にとってはメリットがない話だと思います。農業生産性、出荷額が上がったとしても、人がおらん、人が要らんような農業になってしまっただけでは意味がないことだと思いますし、ここで我々の暮らしが持続されていくということが大事かと思えます。そういう意味では、兼業農家の人たちにも頑張っていたきたいし、いわゆる半農半エックス的な形も歓迎する、その中で一緒に地域の作業をしていただいたりっていうふうなことをやっていただければありがたいのかなというふうに思います。

国の制度がいろいろ変わるんですけども、それについては、したたかに、利用できるところは利用しながら、とって過度に依存しないやり方で、そういう姿勢を持つことが大事かなというふうに思います。

同時にですね、我々の自身の暮らしのあり方といいますか、農業のあり方というふうなことについても、また、改善っていうか、向上させていくっていうが必要かなというふうに、どういうふうにその国の制度を利用するかだけではなくて、国の制度とは別のところで、どう、その収益を上げていくのか、そういうふうになると、村の場合、その果物の贈答用として直接に売ってたりっていうふうなところっていうのは、もう、先進的に大変早い時点から、そういう、どうやって売ることかというふうなことに取り組んできたというふうなことが思うし、そこで、その顧客リストをそれぞれの農家が持っている、じゃあ、そのリストをどういうふうに利用するのか、そのリンゴとか果樹の販売以外のことでもいい関係をつくって、例えば民宿にしようとか、あるいは加工品の販売だとか、ほかの人の何かつくったものを紹介するとかですね、お互い紹介し合うとか、いろんな形で、特に、その収益を上げていく販売の面で評価していくっていうことは、いろいろできることだというふうに思いますので、その辺のところを、それぞれ、やっぱり、農家、観光農園やっている方もいらっしゃるし、民宿を使用っていう方もいらっしゃるし、いろんな形でできてきて、それが、こう、組み合わせあっていくっていうふうなことが村にとってもいいし、やっている方にとってもいいのではないかと思います。

先ほど結婚のお話のところ、なかなか将来の展望が持ちにくい、その経済情勢というか、働き方が自由化されて、どんどん非正規とかというような形になったり、交代勤務が増えてきたりというふうな形のお話もありました。でも、そういうふうに、すべて自分でコントロールできない形で使われていくような暮らし方じゃなくて、それに対して農業っていうのは、やっぱり自分でこんなことをしたいっていう自分の考え、計画みたいなもので取り組んでいけて、自分で時間もコントロールできるっていうふうなことで、経営者として、農業経営者としてやっていくっていうふうなこと、非常に大きな魅力が、可能性もあるし、とにかく自分自身で手ごたえを感じられる、言われたまま、何かよくわからないままやって、ああ疲れたっていうだけじゃなくて、これやったらこうなるんだ、よし、これでこうすればいいなとかっていうふうなことを考えながらやっていけるっていうのが、本当に、その将来展望も持てる、夢が持てるような職業だというふうに思います。

別に農業だけではなくて、今、村うちでは、いろんなお店が、食べ物屋さんとか、

花屋さんとか、いろんなお店ができてきて、ぼつぼつと広がってきているっていうのは、やっぱり、そういう形での創業っていうので、若い人たちが自分のこだわりで頑張ってみようというのが生まれてきているので、農業と、そういった農業以外の部分での新たな創業、小さな創業っていうのも組み合わせあっていけば、いろんな可能性があるのではないかなと思うので、今、課題としておっしゃられた国の制度の変更についても、上手に利用しつつ、また、逆に、それにばかり振り回されて本来の目的を失わないような形で取り組んでいきたいなというふうに思いますので、また、ぜひご意見をいただきたいと思います。

○1 番 (中塚礼次郎) 最後に質問しました日本型の直接支払ですが、私の組織の前沢洞という3地区またいだ組織になっているわけですが、この事業を通じて水路の改修だとか、なかなかできない農道の改修というふうなことが、ここ何年かで着実に進められているというふうなことを考えると、国のこういった制度を利用して、多くの地域で、この組織、この事業に参加できる場所は、できるだけしてもらいたいっていう意味では、大変、担当の部署からも呼びかけはあるわけですが、なかなか厳しい財政の中で、狭い農道で苦勞している農家もあるわけでありまして、そんなことも生かせるように、できるだけ取り組んだらなあというふうに思いますので、お願いします。

それから、最後に、振興課長のほうから農家の方たちが聞いて大変心強い決意と方針が出され、さらに、それに輪をかけたような村長の方針が示されましたので、この自公安倍政権が打ち出している農政改革、大変、農家は不安に、大きく制度も変わったりということ、思っているわけで、村は一体どういうふうに考えておてるのかなあということが一番心配、不安な点だというふうに私は思います。そういった意味では、なかなか私の質問に対して快い答弁がありましたので、お礼を言っただけですが、大変いい答弁をいただいたというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。

[午前11時31分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 高橋昭夫議員。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、さきに通告をいたしました2点についてお伺いしたいと思います。

まず初めに陣馬形山、陣馬形の森公園をどう生かすかということですが、私は、以前に、この陣馬形について、例えば道路の案内板、あるいは土日の、その、何か、こう、問い合わせといいますか、そういう受付対応といいますか、そんな形の質問をさせていただいたことがあります、ホームページを拝見したりしますと、大変、写真入りのいろいろなメニューがいっぱいあって、陣馬形へ来られる方が大変多い、

こういうことを感じるわけで、これにつきましては、担当課の皆さんのご努力を初め、その成果、そういうことから、観光事業の、この新しい気運の芽生えといえますが、そんな感じがするわけでございます。

それで、本題に入りますけれども、質問させていただきます。

信州山の日がことしから7月の第4日曜日に行われることが決まった。山に感謝をし、山を守り育て、生かすことが制度趣旨であります。

また、昨年9月には、信州らしさ、ふるさを感じる風景として陣馬形の森公園が、県の中でも、現状の中においては、まだ数が少ないわけではありますが、その中の1つ、農村風景、ビューポイントに認定をされました。これらを契機として、伊那谷眺望のきく陣馬形の魅力を、さらに、これからどう村の活性化などに結びつけるか、登山者の声と村民の意思といえますか、これもまた声ではありますが、反映される取り組みが必要ではないだろうか、こう思います。

そこで、ホームページがありますけれども、村内の皆さんは、そういうものを開くということが少ないかと思しますので、あえて、ここ数年の登山者の状況はどんな動きか、そしてまた、どんな対応をされているか、そんな点に説明をお願いしたいと思います。

○振興課長 いただいたご質問の件ではありますが、ここ数年の登山者の状況についてでございますが、長野県の観光地利用者統計という統計がございますが、これは、数字としては、陣馬形山と四徳森林体験館周辺を含めた利用者数ですが、平成10年の数字が約5,300人でございまして、以降、徐々に減少し、平成15年の時点では約2,000人とされております。これにつきましては、正確な数字を把握することが困難でありますので、キャンプ場の利用者数ですとか、そういったものをまとめた推計値でございますが、いずれにしても陣馬形山キャンプ場の利用者につきましては減少傾向にあったということは事実と推測されます。その後、林道黒牛折草峠線が平成14年に完成をいたしまして、車で行きやすくなったこと、また、中高年の登山ブームや、最近では雑誌、新聞、テレビなどメディアで取り上げられたり、利用された方のブログやフェイスブック、ツイッターなどインターネットを介した口コミなどによりまして、陣馬形への来訪者は年々増加傾向にあり、特に、一昨年、昨年あたり、かなりの実際に登っている方は増えていると感じております。一応、統計数字では、25年度、約1万人を超える利用者ということになっております。

また、今、ご質問にもありましたとおり、県が平成25年度から始めた世界に誇る信州農村景観育成事業として、信州ふるさとの見える山として、昨年9月に認定をされ、伊那谷を代表する景観ポイントとして認知度も向上しているものと考えます。

村のほうでも陣馬形への問い合わせが非常に増えておりまして、陣馬形への案内用のチラシですとか、そういったものも用意をして、陣馬形へ行きやすく、そういった対応に努めているところであります。

○2番 (高橋 昭夫) 陣馬形へは、歩きで登る方、あるいはオートバイ、乗用車、家族、団体、ハイキングとかキャンプ、ときによりますと夜の夜景をという形で足を進める

方も多いと聞いております。登山目的というものに触れて、その内容をご説明いただければと思います。

○振興課長 登る方の目的ということでございますが、何といたっても陣馬形山から伊那谷、中央アルプス、南アルプス、両アルプスを一望する眺望が魅力であり、県内を中心に、中京方面や関西・関東方面からも広く訪れていただいております。

また、村内や近隣市町村からも、こちらに来ていただいたお客さんを連れて来られるというようなケースも増えていると思えますし、また、リピーターの方も増えていると思われます。

交通手段につきましては、林道が整備されたことで、自家用車で日帰りで訪れる方が圧倒的に多いと思われそうですが、バイクの雑誌やインターネットの情報などでバイク愛好者も大変人気があると聞いております。

キャンプ等の宿泊利用者は、夏休みの時期を中心に、5月の連休や、その後の、昨年あたりは、その後も特に3連休になるときはテントサイトがすべて埋まってしまうというほど混み合うような状況でございます。

また、先ほど申し上げましたが、近年、中高年を中心とした登山ブームで登山道を利用した徒歩による登山者も増えております。通常は春や秋が主ですが、ことしは年末に、ちょうど、昨年、年末に山の雑誌に掲載されたということもございまして、冬の登山者も多くあったと聞いております。

登山者の利用目的、状況等については以上であります。

○2番 (高橋 昭夫) 現在、大体1万人ぐらいの方が陣馬形に登られると、こういうことであります。さきには、陣馬形の小屋に管理人の方がおられたりして、上に登った人たちと接する、あるいは会話をするというような形で、その状況がつかめたかと思えますけれども、今は、そういう場がありませんが、来られた方の、どういう形で登ったのか、あるいは登ってどういう感想を持たれたのか、そしてまた、トイレや、さまざまに何か要望等があるというものは、先々に大変参考になるわけではありますが、そうした事項について、どんな手段で、どう把握をされているかお聞きしたいと思います。

○振興課長 登山者の利用者の方の声につきましては、特にアンケート調査などは行っておりませんが、担当者も管理のためにちょくちょく陣馬形に登っております。そういったときには、直接、来られた方の話を聞いたり、電話やメールなどでも感想を寄せていただいております。

また、先ほども申し上げましたとおり、最近ではインターネットのブログやフェイスブック、ユーチューブなどでも紹介をいただいております。そんな中で利用された声も把握することもできます。

総体的には、陣馬形山からの眺望のすばらしさをたたえる声を多くいただいております。

また、道案内や管理上の問題などについてご意見をいただいた際には、可能な限り早急に改善するように努めております。

○2 番 (高橋 昭夫) 私、長野県の元中野市長、これは長野市ではありませんが、中野市長の綿貫弁理士、その方、おつき合ひさせていただいておりますが、市長を2期8年されて、その後、その2期の仕事をした感想と申しますか、そういうものの1冊の本をいただきました。その中には、こう書いてあります。「よそに真似のできない特徴を持った地域づくりには、地元村民の声を大事にしなければならないと言われていた」と、「少数意見や、日ごろ、発言の少ない人にも発言をしやすい、そうした気運と申しますか、機会を持って事に当たるのが重要だ。」と、こう言われております。先ほどもちょっとお聞きをしましたが、つまり、私、新潟へ、この間、行きましたら、観光、なかなか盛っておりましたが、その説明をいただいた方はボランティアで、そういうことをやっている自発性のある方に接しました。つまり、そういう村民のかかわりという申しますか、そういう状況を会話の中で知るという機会の中において、自分のできることであれば、陣馬形の管理人じゃないですけども、案内、陣馬形山のその後、こうという親切心を持った、そういう芽生えと申しますか、そういうことが生まれるのではないかと、案内人ボランティアとか、そういうことを思うわけでありまして。先ほどの綿貫弁理士の提言じゃありませんけれども、この村の人たちの声、つまり、村の人たちも大いに陣馬形へ登り、そこに楽しみや伊那谷全体を見渡すという形が村づくりにもつながってまいりますが、そんな点についての、何か住民を生かすという申しますか、そういう企画と申しますか、考え方のようなことがありましたら、お話をお聞きしたいと思います。

○振興課長 陣馬形山の活用、陣馬形山は中川村を代表する村のシンボルであり、みんなに愛されている地域資源でございます。この陣馬形山の活用を考えていく上では、そういった新しいアイデアや村内の住民または事業者の皆さんと連携した取り組みが必要ではないかと考えております。

昨年、陣馬形山の登り口である美里地区にカフェができて、まさに陣馬形山へのベースキャンプとして登山者の方が利用したり、また、そこで村内の情報をご案内いただいたりというようなことができるようになってまいりました。

また、ことし、村に住む山岳ガイドの資格を持った若者が、1月～3月にかけて、陣馬形のガイド料金をいただいて冬の陣馬形登山ツアーというものを企画をされ、期間中、全7回、24名の方の参加があったそうであります。

村では、単に、陣馬形山、行って、見て、いい景色だったなというばかりではなくて、こうしたビジネスや人を呼び込むことにつながる新たな取り組みや地域経済の活性化につながる企画などについて、ぜひ、村内の事業者や地域の皆さん、また、陣馬形の拠点——拠点と申しますか、それを生かした、そういうビジネスを考えている皆さんなどと一緒に、陣馬形山を活用した地域おこしというようなものをテーマにワークショップのようなものを開催してみたいと考えております。

また、それに参加していただく皆さんには、ぜひ、単に、その夢や意見を述べるだけではなくて、その企画を実現することにかかわっていただきたいと考えております。

具体的な内容は、今後、検討していきたいと思っておりますが、ぜひ、そういった

機会を設けて、住民の皆さんにもご参加をいただきながら、そういったことを考えていただきたいと考えております。

○村 長 今、陣馬形を生かして村民のというふうなお話が出ていました。ただ、ボランティアでもいいんですけども、ボランティアばかりだとつらい——つらいというか、そう長続きはしないと思っておりますので、きのう山崎議員さんとお話のときにも申しましたけども、今みたいな形、何か、実際の、こう、何かリターンもあるような形の取り組みっていうふうなことでカフェのお話もありました、ガイドのお話もありました、あるいは、もっと簡単なことを言えば、休みの日、そのキャンプシーズン、本当にキャンプが、テントがいっぱい張られているということですから、例えば軽トラで野菜を持って行って売りながら、やあ、ここはこうでね、昔は、この辺はこういう暮らししとったんだに、山の山は何ていう山なんだにっていうような話をしながら野菜を売るっていうことがあればお金にもなりますし、それから、来た人たちもおいしい物が食べられて、いろんな話ができて、お互いにすごくいいんじゃないのかなというふうな、そういうふうな形で、単に、もう、ボランティアで案内します、言ってくださいみたいな形だと、向こうも気兼ねするし、こちらも長続きはしないし、何かそういうふうなことをちょっと考えていくっていうふうなことが大事かなというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) 前向きな答弁をいただきまして、大変結構なことだと思います。例えばハーフマラソンなどは、本当にボランティアの力で年々盛んになってきております。それは、自然の、こう、何ていうか、盛り上がりというのが、ああいうところに、ああ、こうなるんだなあという見本のような形で感じるわけですが、陣馬形におきましても、やっぱり陣馬形、そこに目を向ける、あるいは来られた人に何か気持ちをささげるといふか、そういう温かさが美しい村づくりにもつながるような感じがいたします。努めて前向きにお願いしたいと、こう思います。

それから、陣馬形への登山者は増えているというのは現在の状況説明でわかりました。

ただ、その来られた皆さんが、外からお金の落ちる村づくりという形には、私は生かされていないと思っております。来られた皆さんも、帰りを急ぐわけじゃないけれども、途中で泊まる当てもないといふ申しますか、そういう部分がありますが、中川村においては、望岳荘という、ああいう施設もありますし、ほかにもつくっちゃオっていうか、田島ファームにもありますし、そういう部分に、やはり、せつかく来られた方、皆さんを村にできるだけ足をとめていただいて、ときをいただいて、そしてまた買い物もしていただいてと、そういうことも大変大事じゃないかと思っております。下山してから帰りに買い物、地域の伝説、文化、暮らしを生かし、また、観光会社、望岳荘や事業者、農業生産者など、広く連携をし、陣馬形山の持続的、先ほど課長、申しましたけれども、持続的ビジネスを考えることが必要ではないかと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○振興課長 今、高橋議員からお話がありましたとおり、また、村長、先ほどの答弁でもう申し

上げましたとおり、陣馬形山への来訪者が増えているのは大変喜ばしいことですが、それが地域経済に結びつくということが重要かと考えます。そんな中で、1つにはキャンプ場を利用した方からお金をとということもあろうかと思いますが、実際にあそこに管理人を常駐させて、直接、利用料をいただくということは現実的に難しいですし、その徴収方法、公平性等、ちゃんととれるのかということもあって難しいと思われませんが、来ていただいた方に、いかに村内に滞在をして村の中でお金を落としていただくかという、そういった仕組みづくりが必要と考えます。

中川村の観光協会へは、村内の商工業者、飲食店、農業者の皆さんも含めて、各種事業者、団体の皆さんが現在57名、57会員、加入をいただいております。本年度は、昨日、村長も申し上げましたが、新たに4名の若い事業者の方にも仲間に入らせていただいております。観光協会の紹介の中でも、村内の事業者が相互に連携した新たな取り組みの報告がされており、ここ何年か前から、観光協会、それから営農センター、商工事業者を含めて、農商工連携といった取り組みも行っているところであり、

先ほども申し上げましたとおり、陣馬形山っていうのを一つのキーワードとしながら、村内の事業者や地域住民、それを新たなビジネスにつなげていこうと考えているような皆さんにもご参加をいただいて、中川村で滞在して楽しんでいただくこと、さらにここでお金を使っただけのことなどを一緒に考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2 番 (高橋 昭夫) 陣馬形山は中川村の観光の柱であります。だと思えます。写真の募集だとか、撮ったものを展示するとか、さまざまな、いろいろめぐらしかあると思えますけれども、陣馬形の魅力をさらに有効に生かす、そういう面で前向きに取り組んでいただきたいと、こう思っています。

次に、2つ目の、これは、欧州、最も美しい村視察に参加をされてということで村長にお聞きをしたいと思えます。

村長は、さきの中のものをホームページに欧州、最も美しい村・自然エネルギー 視察旅行報告として示されております。本当に所感を小まめにさまざまな角度で検証をされたら、見聞の記録というものがありますが、これを読んでいただくと大変長くなってしまいますので、私は、その美しい村という形ですので、美しい視点という形でお聞きをしたいと思えますし、この中川村の過去の歴史の中に、中川村若者の海外研修というのが平成元年から約10年間、行われました。この関係で、この中川村から、これも後でちょっと触れたいと思えますけれども、海外へ出て研修をした職員もありますし、その募集をされた総人数、総数は87名という数字があります。まあ、遠く昔といえば、そうでもありますけれども、外から見た中川村、あるいは外から見た日本、そのさまざまというものは、ときが幾ら経過しても頭に強く記憶に残っていると思えますし、そうした行かれた皆さんの声というものは、美しい村のような、こういう新しい新天地の流れの中においては、そういう皆さんの声というものも大変尊いのかなあという思いがしますし、その87人の皆さんが聞く耳を持って聞いていただくという形

においては、村長が欧州に行かれたという形のものに大変関心を持っていただけるんじゃないかなあというのが私の予測であります。そんな意味でお聞きをしたいと思えます。

本題に入りますけれども、村長は日本で最も美しい村連合企画の欧州、ベルギー、ドイツ、オーストリアへの視察に参加をされました。知識と体験は広いほどよいと言われ、国際的認識や感覚を持つことは、これからの村づくりに広く生かされるものと期待をするわけでございます。外へ行かれて参考になったということも多分にあるんじゃないかと想像するわけであります。

そこでお聞きをしたいと思えます。海外視察の今回の目的、それから、連合の記念行事というのは、日本では年度、年度に行われていると思えますけれども、ああいう中央の舞台に行かれてのというのは、新鮮味と、それから、連合とはこういうものかというような本分を確認をされる、あるいは異国の人たちの顔を見ながら会話をし、一献を加えるということは、大変、私は有意義なことで、村長が前向きに行かれたということはよかったですねと、こう思うわけであります。目的と記念行事に参加されての感想というものとお聞きしたいと思えます。

○村 長 連合では、毎年のように――毎年と言っていていいですね、毎年、その海外のところとの、イタリアとかフランス等々の交流ということをやっておいて、ことしはベルギーが20周年というようなことになったので、連合のほうの理事会が事業委員会と資格委員会って2つ分かれているんですけども、たまたま昨年、木曾の田中町長の後で私が事業委員長というふうな形の立場を引き継いでしまったので、ちょっと、立場上、いろんな周年行事を海外がどうしているのかなというふうなことも見ておかないといけないのかなというふうなこともありました。それからまた、その連合の副会長であるカルビーの松尾さんが自然エネルギーについては非常に熱心で、啓蒙もしておられたので、そのベルギーの後のドイツ、オーストリアのほうの自然エネルギー視察についても、ちょっとご同行せねばならないのかなというふうなことで、そういう形で行くと、普段の観光旅行とは全然違う形でいろんなことが見られるというふうなこともあって、私、個人的にも、大変、そこを期待をして行きました。

美しい村連合の、そのベルギーのほうはですね、ベルギーのワロン州とフランス、イタリア、それからカナダのケベック州、そして日本という、正式に入っている、世界連合に加盟しているところのほかにも、その加盟を目指しているルーマニアですとか、ドイツのザクセン州ですとか、スペインですとか、それから韓国も来ていたんですが、そういう、今、加盟を目指して頑張っているところのほうからもたくさんの方々がお見えになっていました。

ケベック州の女性のシンガーソングライターがベルギーの夜の教会でライブをやったり、いろんな、プラスバンド的なものとか、あるいはルーマニアの民族音楽と民族舞踊のグループ、本当にコスチュームも着て、若い人たちが伝統の楽器をやって、にぎやかに風土色豊かにやってくれたりとか、そういう展開があったり、それから、お酒、ブドウ酒を中心とするお酒だったり、ハム、チーズ、それからウイナーのよう

な加工品とか、いろいろ、そういう地域、地域の独特の物が持ち寄られていました。

先ほども言ったかもしれませんが、世界経済が、こう、一つの色に染められていく中でですね、どういう個性、地域の個性みたいなものを大事にする、それから、案内されたところも古いお城が——古いお城というか、古い館ですよ、があったりとか、宗教的な施設があったりとか、そういう、やっぱり歴史みたいなものを非常に誇りにして大事にしているし、そういう自分たちの文化っていうのを、いかに、こう、世界が一色に染められていこうとする、経済効率で、こう、塗り固められていくところで、いかに守るかというふうなことがあります。特に、ドイツもオーストリアもそうでしたけども、ドイツの場合は、合併をさせられたがゆえに人口がだんだん、ずんずん減って行って、スポーツだとか文化活動とか、盛んだったやつが、やり手がいなくなって、非常に寂れていった中で、いかにそれを、もう1回、もとに戻すのかっていうことで、若い農業者の人たちが、合併した村で、町で立候補して、選挙活動をして、議員になって、いろいろやったけども、しょせん5人の議員では、なかなかものが通らないということで、1回、合併したところが、もう1回、もとに戻るっていうことはできないっていう、する制度がなかったのに、それを、周囲にかけ合って、何年間か、7年ぐらいかかったとか言っていたと思いますけども、そういう制度をつくって、もう1回、合併をもとどおりにして、そして地域おこしをして、今では、内発的に、産業振興がされたり、それから雇用も生まれたりして、非常に充実した村になっているっていうお話とか、それから、オーストリアのほうは、オーストリア、ハンガリーで1つの国だったやつが分けられるときにですね、ハンガリーのほうに都市部が行って、オーストリアのほうに農民、ドイツ語を話す人は農村部の人が多くて、ハンガリー語を話す人は都市部の人が多かった、その地域、農村部だけが残されるような形になって、しかも、その後、東西対立の中でですね、ハンガリーとオーストリア東部の交流ができなくなって、本当に一番貧しい地区になってしまったと、その中で、そのエネルギーでお金がどんどん海外に出ていっている、地域から出ていっているっていうことを守り、いかに守るか、いかに地域を守るかっていうふうな、そういう本当に自分たちの地域、伝統、文化、そういうものをどう守るかという、すごく、ある意味、本当の意味の保守的な、自分たちの暮らし、文化を守っていくという保守的なものを守る、保守的に自分たちのものを守るためにグローバリズムと戦うっていうのが美しい村連合の考えでもあるし、ドイツ、オーストリアの自然エネルギーで自給を目指そうということについても、そのような考え方があって、しかも、それを考えただけじゃなくて、徹底的に実際に研究したり投資をしたりしながらやっているところがすごいなというふうに思いました。

言い残したかもしれませんが、そんなことです。

○2 番 (高橋 昭夫) 私も、ベルギーへは51年に行ったことがあります。ブリュッセルというところで、農村へは入っておりませんが、しかし、そこは、大体、日本と同じくらい、標高600mぐらいかな、そうですね、それと、河岸段丘ではありませんけど、大変、こう、丘のようなところというような感じは、市やなんかの大きなと

ころと違って、小さな、中川に類似するような村を何箇所か見学をされたんですか？景観的にいろいろな感想を持たれたと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、加えては、例えば景観でいけば、柱がない、電線がめぐらしが無い、そんなような感想とかですね、水が飲めない、飲めたとか、飲めないと思いますけど、そこらの辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 人口的にいうと、ベルギーもドイツ、オーストリアも、ほとんどは中川村よりも小さい村ばかりでした。きのうもちょっと申し上げたかもしれませんが、1つの村なんか、村長さんと、それから、職員は1人だけいないというような、そういう形でやっている、役割が、全然、行政の担うべき事柄が違うのだと思いますけども、そういうふうな形で、自主的なことをたくさん地域の方々が自分たちでやっているというふうなことがあるかと思います。

景観的にいうと、例えばせせらぎがあって、その両側が非常にきれいに刈り込まれた緑のエリアで、その他、少し斜面、傾斜地になると森になっているというふうな形で、どこの大変行き届いた手入れがされているように見えましたが、そこには必ず牛が、さっきも、きのうも申し上げましたが、牛がいたり、動物がいて、だから、そこは牧草地として管理されている、だから利用されている、ただ単に雑草を刈ってきれいにせにゃいかんというのじゃなくてですね、産業として回っていることによって美しく管理されているかのように見える、実は、産業として、その資源を有効に使うっていうことを徹底的にすることによって、そういうことが結果的に生まれているわけで、美しくしようという意思も、もちろんあるでしょうけども、そういう部分があるのかなというふうに思いましたので、単にきれいにしましょう運動だけではなくて、中川村では、その農業が、やっぱり振興することによって田畑もきれいになるだろうしっていうふうな、いろんな、こう、レストランなり宿泊施設をするには周りもきれいにしなくちゃいけないしっていうふうな形の、その実に結びついた形で、いかに美しく、そしてまた孫子の代に引き継いでいく産業をおこしていくかっていうふうなことは、一つの、一体のもんであって、部分的にやっていくと長続きはしないなというふうなことを感じた次第です。

○2 番 (高橋 昭夫) もう1つお聞きしたいことは、この美しい村連合ということであり、日本でも、連合には入った、中川村もそうですけれども、その連合がどういうふうにかかされているか、そのきっかけに、そこに行くという、人数は少ないわけですけども、そういうことはありますけれども、連合に入った、その向きを、どうこの村の活性や美化に生かすかという形については、試行錯誤って村長、きのうも言われておりましたけれども、本当に美しいを持続する試行錯誤、守って育てて生かすという形のもの、大変さまざまめぐらしてきたと思いますけれども、連合に入った、ああ、こういうものかっていうような部分のものっていうのは、何か本場へ行ったことで、ああ、こういうものかって感激するなり、ああ、これは役に立つなあというふうなことがありましたらお聞きしたいと思うんです。

○村 長 今、申し上げたような、その地域の個性を守るために、それから、その産業と結びついた形で、美しくかつそれを引き継いでいくことによって美しさがますます磨かれていくんだというようなこと、グローバリズムに対するアンチテーゼというふうなところはですね、余り、そこに入ってみんなと色々な話をしなければ思い至らないことだったと思いますので、そういう、こう、考え方というところで学ぶ部分が大変多かったというふうに思います。

それから、いかに生かすかというところでいえば、先ほど申し上げたように、陣馬形山にキャンプの人が、本当に、もうテントがぎっしりだよというふうな話から、例えば、じゃあ、近くの農家の皆さんの中で有志の人たちが、じゃあ、軽トラにみんなの農作物を積んで行って、朝、サラダ食べてもらえるような物を持っていこうじゃないか、そしたら幾ら幾らぐらいで売れるんじゃないのっていうふうな話があって、そういう積極的な形のもが地域の皆さんの中から生まれてきて、それが来ている人たちにも喜ばれると、それで、ちゃんと、それが農家としても売り上げにつながっていくというふうなことが、そういう新しい動きがですね、いろいろどんどん増えてきたらうれしいなと思います。チャオのところにつくった滝戸公園のところのも、一番東の端は平らにつくってあるんですけども、そこは、例えばテント市とか、そういうふうなこともできるような形で平らにしてあるというふうなお話も、前もしたかと思いますが、だから、そういう所を使って何かしたいなというふうなお話なんかもあると思いますし、いろんな形でですね、河川公園なんか、たまに使っていただいて、村民の皆さんからもあるし、村外からもありますけども、ああいった所も、こんなふうに使ってやることはできんか、何でもかんでもできるわけじゃないでしょうけども、せっかくのあの天竜川のすばらしいせせらぎの横の場所ですから、ああいう所を使ってこんなことをしたいよ、それは、単に、こう、人を喜ばせるだけじゃなくて、ちゃんとした実入りのあるような形で喜んでもらえるようなことを、もっと誰かが考えてやるとかですね、それは、組織でやるというよりも、グループとか、そういう、こう、志の一致する人たち、趣味の合う人たちがやってもいいと思うし、そういうふうなことがたくさん生まれてくるのが地域資源が育っていくというふうなことになるのかなというふうに思います。

それから、もう1つは、美しい村連合、この機会にちょっと、ぜひお伝えしとかないかなんと思っているのは、本当に、今、連合、先ほどの、その事業委員会のほうにも、いろんな話が持ち込まれてきます。美しい村と一緒にこんなことをしたいんだけど、どうかとか、美しい村の名前を使ってこんなふうなことをしたいと思うが、どうかとか、流通で大きなデパートがこんなことをしたいと思っているとか、あるいは、東京のカフェが、こういうメニューをやりたいから、地元の食材を調達したいと思うので協力してほしいとか、いろんないい話も、変な話、もう、いっぱい来るんですよ。だから、それについて、上手に、その辺をコントロールしてやっていかなくてはいけないんだけど、ちょっと、今、事務局の体制が、この春にですね、事務局長さんがちょっと都合で交代されて、その後、ちょっと、もう、ボランティア的な形をお願いをして

いるっていう体制になっているので、本格的にしっかりとした体制で、事務局体制つくりたくない、いろんな声にこたえられない、逆に変なものに、こう、かき回されると、せっかく注目を集めてきた美しい村のブランドがですね、変なほうにねじ曲げられてもいけないし、我々できちっとコントロールしながら育て上げていくっていうふうなことをやらなくてはいけないっていうことで、事務局体制をどうするかというのが、今、連合の中としては大変大きな課題になってきております。みんな、会議とか公式の場では余り言わないですけども、後の飲みながらとか、あるいは内々の委員会——委員会っていうか、理事会なんかでは、その話題でしょっちゅうやっているというふうなことでございます。ちょっと、その辺の人を雇う人件費とかをどうするかっていうことが、ちょっと問題になってきているのかなというふうなところで、今、知恵をしのぎながらやっているところで、そこをうまく乗り越えていけば、もっといろいろないいことができるんじゃないかなというふうなことを思っています。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、フランスのある農家へ行きました。そこは、もう、1軒あると、周りにはうちが見えません。集落はありません。ですけど、それは公務員、つまり保障されているという形だもんですから、女性はロングスカートで、そして、家の窓の周りに花を幾つもして、本当に見るに美しい。

私は思うんですけども、中川村においても、美しくっていうことは、限りなく、みんな思って、わかっていると思うんですけども、日本の現状というものは、なかなか農務に追い回されるっていうか、日々を消化するだけで大変、そしてまた、そうでない少子高齢の中においては、若者も、家族とそろってといいましても、もう勤めで、そのゆとりがないという、ですから、そういう向きの中で、本当に、この美意識を高める、あるいは、それを守る、先ほどお話ありましたけど、この現在を、これ以上、汚くならないように、そういう維持、持続という形のもの、そして、中川村においては、山、森が、村長は向こうではきれいだって言われましたけど、こちらにおいては、本当、雑踏のごとしの、見苦しいというか、しかし、それをわかっている、なかなかそれをできないという厳しい現実があります。私、そう思うときに、村長が、今回、行かれた欧州の、その農業、あるいは農村、人口減少とかですね、林業の育成といいますか、農業後継者問題というのが、大変、その、何ていうか、しっかりしている、後継者に関して心配ないっていうか、その辺の確かさがあるがゆえに美しいという形へも手が回って、美しいものにつながっているんじゃないかと思いますが、その辺はどんな見解を持たれたかお聞きしたいと思います。

○村 長 ちょっと、いろいろ聞いていて、その辺のところっていうのは……

○2 番 (高橋 昭夫) つまり、ゆとりがないと、なかなか家の周りもはげないとか、あるいは花やなんかも、その育て、あるいは種からとか、楽しむ、そういう部分には行かない、この村においては、本当に生活されている皆さんがそこまで届かないもんだから、ごみ的に、なかなか美しい村という形には抵抗感のある景色になって、つながっていると思うんですけども、その欧州の、実際、視察をされたところにおいては、この農村、あるいは農業、そういうものの安定といいますか、林業育成とか、そうい

うものが割合しっかりした政治をされているから、そういう美に目を向け楽しむことができる、そういうような形は、ちょっと日本と相違があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうだったかということをお聞きしたんです。これは、行ってみないとわからないんだけど。

○村 長 　　ちょっと、多分、国の政策とか、その辺のところ、先ほど申し上げたように、基礎自治体というか、村とかでやっていることはかなり限定されているような感じがしましたので、州だとか国とかの政策のことも大きいと思うんですが、ちょっと、そこら辺までのところはお聞きできなかつたし、いろいろ報道っていうか、何かで、本で読んだりする限りは、ヨーロッパ、農業に対して非常に手厚く、それこそ景観育成的な意味合いも評価されて、農業で生きていけるような体制ができているというふうな記事を読みます。それに比べると、日本は、先ほど飼料米の話もありましたけど、飼料米を食わせる豚についてはT P Pで自由化をどんどんしていくみたいな話があって、全く、こう、一貫性がない、その場、その場で、米つくらせたくないから、それじゃあ飼料米つくれよって言うし、じゃあ、飼料米、誰が食べるのよ？って言ったら、いや、豚は、ちょっと車売りたいから自由化するわみたいな話で、全く支離滅裂で一貫性がないというふうに思いますので、だから、そういうふうな国の、その考え方みたいなものとは別にですね、我々自身がしっかりしてやっていかなきゃいけないと思うし、先ほど申し上げた、その合併で、もう本当に疲弊して、住民が何か6割ぐらいにまで減ってしまったというふうな話、ちょっとうろ覚えですけども、そんなふうな中から、もう1回、復活をさせていったんだとか、あるいは、その先ほどのハンガリーとの国境のすぐそこにある村なんかでも、その中で、いろいろ、自然エネルギーについて本当にシステムティックに、ドバイやタイとかに輸出するような仕組みをつくったりしているというふうなところの話もありましたので、やっぱり、その住民の皆さん方の危機感があって、そこから何とか自分たちで、余りいろんなものに頼らずに、自分たちで何とかしていかなくちゃいけないというのが、本当に、多分、あの話からすると、追い詰められた状況があったんだろうなというふうなことを感じました。だから、追い詰められる前にですね、中川村もですね、まだ比較的、恵まれたうちに、中川村は、本当に、例えば、立派な油絵を描く大きなリンゴ園の園主の方がいらっしゃったりとかですね、踊りとかスポーツとか、本当にいろんな活動が盛んだと思いますので、そういう意味でいけば、まだまだ、そのゆとりがないというお話もありましたけども、いろんな活動が盛んな元気な村だと思いますので、その元気さのあるうちにですね、こう、方向性をですね、変えていく、上昇気流に乗っていくことを考えていかないといけないかなと思います。

○2 番 　　(高橋 昭夫) 研修の後半が自然エネルギーの関係についてさまざま勉強されたとお聞きしましたがけれども、日本の現状の中で、ちょっと、私はどうかなあと、お聞きしたいのは、太陽光や温水、家畜ふん尿とか、そういうのありますけれども、その太陽光の、中川村でもこれから増えると思いますけど、これは、景観上におくと、どうも目障りというか、そういう感じを、私としてはですね、持つんですが、実際、向こ

うへ行かれては、太陽光発電っていうのは、どんな形で目に受けたか、それでどんな感想を持たれたかお聞きしたいと思います。

○村 長 　　もちろん太陽光パネルもありましたが、その行った先の村々での取り組みとしては、余りそこに比重を置いたお話は聞かなかつたです。それ以上に、読んでいただいたかと思えますけども、温水を、熱い85℃ぐらいのお湯をですね、地域の中、道路の下にこれぐらいのパイプを埋めて、その中を2本のパイプが走っている、そこで、こう、地域の中にお湯を供給して、それで暖房とか熱供給をするっていう、それを何カロリー消費したというふうな形でお金をいただくっていうふうな、そういう仕組みがベースとしてあって、それは、ヨーロッパの、その家の暖房が、もともとそういう仕組みがあるので、それを日本にすぐ持ち込むのは難しいと思えますけど、それと、もう1つは、バイオガスによる発電、牛や豚のふんを発酵させる、あるいは、それ用の草、トウモロコシだったりもするみたいですけども、草を発酵させて、そこでバイオガスをつくって、そのガスでもってエンジンを回して、そのエンジンでガート24時間エンジンが回って、発電をした電気を売る、あるいは、そのエンジンを冷やさなくてはいけないから、水を、水冷にして、それで熱を地域に回すというふうな形で、そのガス、バイオガスでエンジンを回すというのが非常に重きを置いてやっているなというふうに思いました。だから、太陽光だと、昼間だけとか、あちらのほうなんで、そんなに、緯度も高いので、たくさん光が当たらなかつたり、冬のこともかもあるのだと、日本ほど太陽光に向いていないのかもしれないかもしれませんが、ガスだったら、こういう大きなところに膨らんでいるので、24時間、安定してエンジンを回すことができる、だから、そういう、こう、自然変動がなくて安定した電力が得られるというふうな意味だと思えますが、ガスによる発電が、大変、プラス熱のお湯の供給ということが中心となってやっておられたなというふうに感じました。また、その辺は、日本でも、そのガスによる発電等々については利用することが可能かもしれないと思えます。

○2 番 　　(高橋 昭夫) 時間が限られていますので、ですが、大変貴重なお話をお聞きできたわけですが、今回の海外の、そうしたもろもろの実際、それから、先ほど冒頭に申しました日本におけるあちこちの美しい村、そうしたものを紙面において発行もされておりますけれども、今の時代ですので、テレビもありますし、また、動画等々、何か有効に生かして、そして、そのことが士気を高めるっていうか、美しい村、つまり、その人、当人の思いようっていうさまざまがあると思えますので、有効に生かしていただきたいと、こう思います。

それで、冒頭、申しました中川村若者の海外研修というのが10年ほどという、先ほど申し上げましたけれども、これを見ますと、大変興味深いのは、平成元年、これは20人行っております。アメリカ西海岸。それから、その次の2年置きましてはオーストラリア、これは農業がテーマであります。そして、平成4年にはイギリス、ドイツ、フランス、12名、それから、平成6年にはスペイン、ポルトガル、10名、それから、97年にはギリシャ、エジプト、10名、そして、平成9年ですけども、ドイツ、スイス、フランスに6名が、これは街並み保全、景観形成と、これがテーマでの研修をさ

れております。そして、もう1つ、平成11年にデンマーク、スウェーデン、ノルウェーという形で6名の方が、これについては福祉施設とリサイクルがテーマであります、いずれも大変貴重なものでありますし、その行かれた皆さんも、当時、私もちょっと取材しましたけれども、代表者がっていうことであります、おのおの何年たっても記憶には強いし、その美しい景観というものは心に残って、また行ってみたいというような気持ちの向きのものがあるかと思えます。

美しい村、そういう折に、約100人に近い、そういう方がおられると、そういう方、皆さんの、何か息といますか、感じることを、美しい村の中の外から見た中川村、あるいは日本、外から見た日本というような形で話を聞くような機会があれば、今後、に有益になるんじゃないかと、こう考えるんですけども、その辺をお聞きしたいと思えます。

○村長 おっしゃるとおりかと思えます。

海外研修で、その村の制度で海外研修された方以外でも、例えばニューヨークで何年間も駐在員をされてきた方も中川村にはいらっしゃるし、それから、ヨーロッパ、ふるさとを離れてパリやらアメリカの西海岸やらインドやら、あちこちを若いころから旅行されてきたという方に大変興味深い刺激的なお話を聞いたりもしていますし、この間、先ほどの観光協会の会員になってくれた1人の方はアフリカで仕事を長らく駐在をしていたというふうな人です、本当にいろんな方がたくさん、若い方も若い方も、いろんな方がいろんな経験を積んだ方が中川村に、海外経験だけでもそうだし、それぞれ、別に海外へ行かなくても、農家としての経験、リンゴ農家としてこういう経験があるんだとか、本当にいろんな方のユニークな方々がたくさんおられるっていうのが中川村の強みかと思えますので、その辺は、もう、本当に、いろいろ引き出しの中を出していただいて、みんなでいろんな視点なり、いろんな要素なりを絡み合わせて組み合わせていくと、いろんなことができるのではないかなというふうに思っておりますし、その辺のところ、期待もしているところでございます。

○2番 (高橋 昭夫) きょうもいろいろなお話がありましたけれども、植物、花という、私は、ちょっと限られた小さな1反歩ほどの山がありますが、そこにアザミという花が、5年ほど前ですけども、とてもきれいで、それで、一年、一年、大事に消さないようにという形で5年が経過いたしました。私、きょう、帰って、今、ちょうど花の時期であります、数えましたら、株が180株で、もう少したてば群生地になるんじゃないかと、アザミがどのぐらいの期間、花が咲くのか知りませんが、そういう素材、つまり、適地といますか、そういうところに、イカリソウでも何でもそうですけれども、群生をしている、それを見つけたら、やっぱり、きょうのお話ありましたけど、それを守って育てて生かすということが、ちょっとしたことですけれども、美しい村への輝きにつながっていくんじゃないかと思えます。

そんなことで、この美しい村、この村長の体験が、後に、その意を含めて指導をしていただくことを期待をしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長 長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時55分 散会]